

第4期 にかほ市地域福祉計画

快適に暮らせるまち 子育てしやすいまち 高齢者が元気なまち

第4期 にかほ市地域福祉計画
快適に暮らせるまち 子育てしやすいまち 高齢者が元気なまち

地域福祉計画策定にあたって



本市では、「快適に暮せるまち・子育てしやすいまち・高齢者が元気なまち」を基本理念とした「第3期にかほ市地域福祉計画」を平成29年3月に策定し、「自助・共助・公助」と「参画と協働」を基本に、市民、地域団体、行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを進めてまいりました。

近年、急激な少子高齢化に伴い、核家族化や単身世帯の増加とともに、地域住民の意識の変化から、住民同士のつながりは希薄化し、孤立や孤独、医療・介護・子育て等への不安や負担が増大し、地域を取り巻く状況は大きく変化しております。

また、8050問題やダブルケアなど複合的な課題や、ひきこもりなどの制度の狭間にある課題など、地域における福祉課題はますます複雑多岐にわたっております。

このような状況を踏まえ、「にかほ市総合発展計画」を上位計画とし、関係計画との整合性を図りながら、令和4年度から5か年を計画期間とする「第4期にかほ市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「第3期にかほ市地域福祉計画」で掲げた基本理念等を継承しつつ、「自助・共助・公助」と「参画と協働」をさらに推進し、「地域共生社会」の実現を目指していくこととしておりますので、地域福祉の主役となる皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、にかほ市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました市民の皆様、そして貴重なご意見をお寄せいただきました多くの皆様に、心より感謝申し上げますと共に、この「地域福祉計画」の実践が、地域福祉の増進に大きな役割を果たすことを願っております。

令和4年3月

にかほ市長 市川 雄次

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的	3
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口と世帯の状況	5
2. 高齢者の状況	7
3. 児童の状況	9
4. 障がい者の状況	10
5. 生活保護の状況	11
6. 就学の状況	12
7. 地域資源の状況	14
8. アンケート調査結果	16

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	29
2. 計画の体系	30
3. 計画の基本施策	31

第4章 地域福祉推進のための施策の展開

基本施策1 地域づくり活動の支援	33
基本施策2 地域福祉を支える体制の推進	38
基本施策3 ネットワークづくりの推進	41
基本施策4 包括的な支援体制の推進	45
◇にかほ市再犯防止推進計画	50

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の管理	52
----------	----

資料編

1. 計画の策定体制	
（1）策定体制	53
（2）にかほ市地域福祉計画策定委員会委員名簿	54
（3）にかほ市地域福祉計画策定委員会設置要綱	55

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

近年、我が国は少子高齢化による人口減少社会へ突入し、深刻な社会状況、経済状況の変化を背景に、生活不安とストレスが増大し、生活困窮者の増加、青少年や中年層の自殺のほか、ニートやホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、高齢者の孤独死など、複雑・多様化した新たな社会問題が生じています。

一方で、かつてはどこにでも見られた隣近所との付き合いや助け合い機能は弱体化し、日頃からお互いに声を掛け合い、助け合うといった地域の住民同士のつながりが希薄化してきています。

こうした社会状況の中で、お互いに協力したり、補い合ったりし「自分たちの暮らす地域を良くしていく」という目的を持って、協力・連携して活動する地域（地域共生社会）の実現がますます必要とされています。

「誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができる社会の実現」を目指し、「自助・共助・公助」と「参画と協働」を基本に、市民が共に支え合い、人にやさしいまちづくりを推進するため「第4期にかほ市地域福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画であり、市の基本構想である「にかほ市総合発展計画」を上位計画とした地域福祉を推進するための基本となるものです。

本市の健康福祉分野の個別計画は「健康にかほ21計画」、「にかほ市障がい者計画」、「にかほ市高齢者支援計画」、「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、個々の計画に基づいて施行されております。国では、市町村が定める地域福祉計画は地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むこととしております。

「にかほ市地域福祉計画」は、それぞれの健康福祉分野の個別計画の上位計画とし、取り組みの方向性を共有し、分野間の整合、連携を図りながら、横断的につなぐ計画であり、地域共生社会の実現を目指すものです。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」に掲げられた基本方針の実現にむけて、市民や地域で活動する各機関が、地域福祉活動を進めるために策定する活動計画であり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、にかほ市における地域福祉推進の大きな柱と位置づけられ、ともに、連携・協働を図りながら計画を推進するものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や制度改正、社会情勢の変化など市民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の点検・見直しを行い、他の関連計画等との整合性を保ちながら計画の推進と評価を行います。

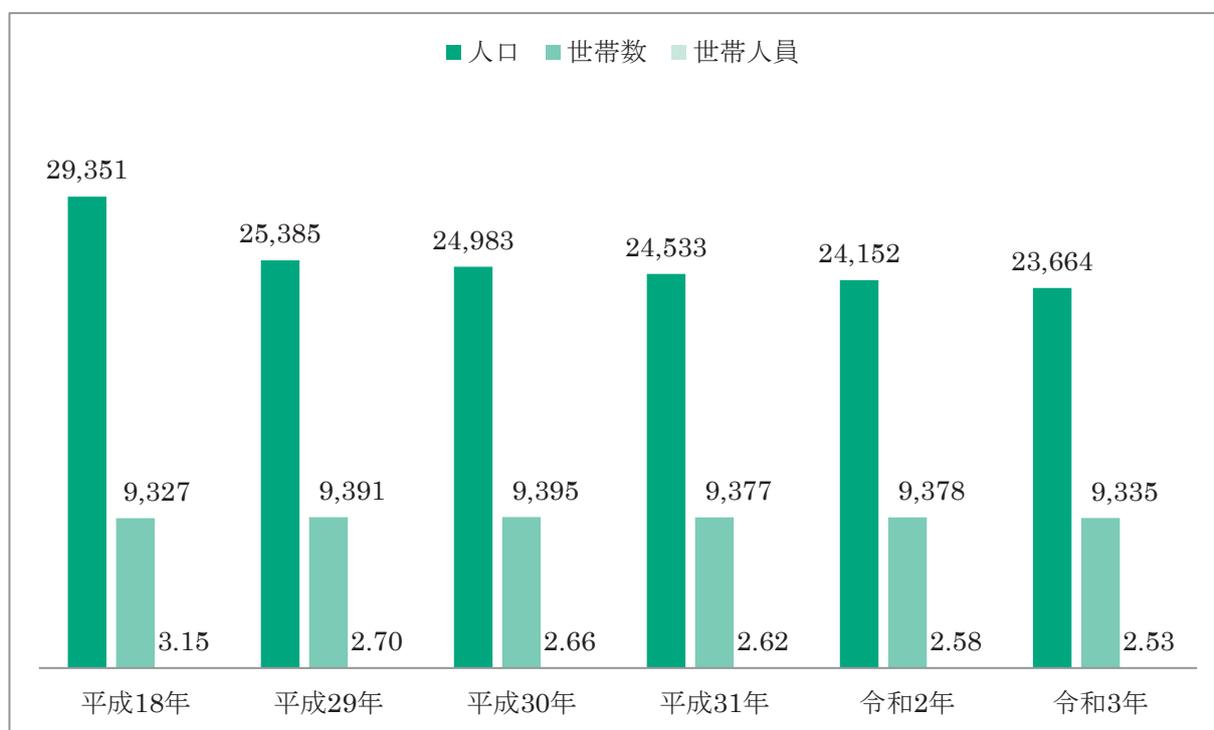
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関連計画						
第2次 にかほ市総合発展計画	基本構想（平成29年度～令和8年度）					
	前期計画	後期基本計画（令和4年度～令和8年度）				
にかほ市地域福祉計画	第3期計画	第4期計画（令和4年度～令和8年度）				
健康にかほ21計画	第3期計画（平成29年度～令和5年度）			第4期計画（令和6年度～令和10年度）		
にかほ市高齢者支援計画	第3期計画	第4期計画（令和4年度～令和5年度）		第5期計画（令和6年度～令和8年度）		
にかほ市障がい者計画	第3期計画	第4期計画（令和4年度～令和8年度）				
にかほ市子ども ・子育て支援事業計画	第2期計画（令和2年度～令和6年度）				第3期計画（令和7年度～令和11年度）	

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口と世帯の状況

【総人口と世帯数の推移】

本市は、平成17年10月に合併し「にかほ市」となりましたが、人口の推移を見ると年々減少傾向にあります。令和3年3月末の人口は23,664人で、平成18年3月末と比較すると5,687人、19.4%の減となっています。一方世帯数は9,335世帯で、8世帯、0.1%の増となっています。世帯人員については、3.15人から2.53人に減少しています。



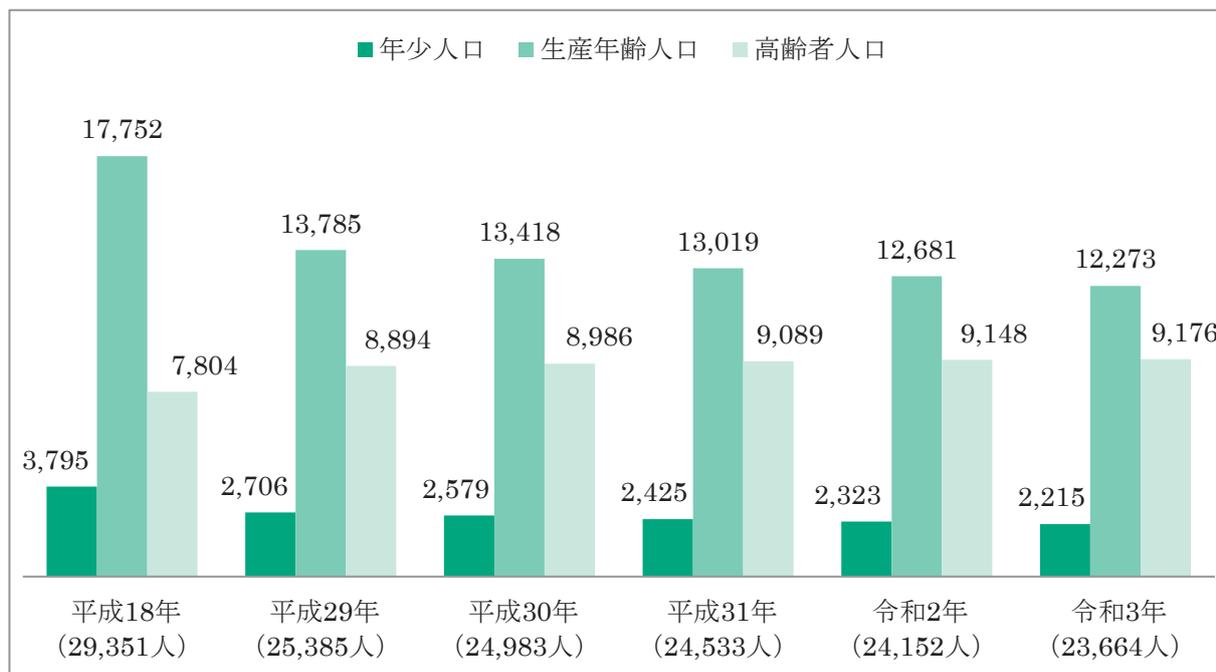
(単位：人、世帯)

	平成18年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
総人口	29,351	25,385	24,983	24,533	24,152	23,664
世帯数	9,327	9,391	9,395	9,377	9,378	9,335
世帯人員	3.15	2.70	2.66	2.62	2.58	2.53

(各年3月31日現在 住民基本台帳)

【年齢3区分人口構成比の推移】

人口の減少に伴い、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向にあります。平成18年3月末と比較すると、令和3年3月末の年少人口は2,215人で、1,580人41.6%の減となっており、生産年齢人口は12,273人で、5,479人30.9%の減となっています。一方、高齢者人口は9,176人で、1,372人17.6%の増となりました。また、総人口に対する人口構成比は年少人口9.4%、生産年齢人口51.8%、高齢者人口38.8%で、全国の割合（年少人口11.9%・生産年齢人口59.2%・高齢者人口28.9%）と比較しても、少子高齢化が進んでいる状況です。



(単位：人)

	平成18年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
年少人口 (0～14歳)	3,795 (12.9%)	2,706 (10.7%)	2,579 (10.3%)	2,425 (9.9%)	2,323 (9.6%)	2,215 (9.4%)
生産年齢人口 (15～64歳)	17,752 (60.5%)	13,785 (54.3%)	13,418 (53.7%)	13,019 (53.1%)	12,681 (52.5%)	12,273 (51.8%)
高齢者人口 (65歳以上)	7,804 (26.6%)	8,894 (35.0%)	8,986 (36.0%)	9,089 (37.0%)	9,148 (37.9%)	9,176 (38.8%)
総人口	29,351	25,385	24,983	24,533	24,152	23,664

(各年3月31日現在 住民基本台帳)

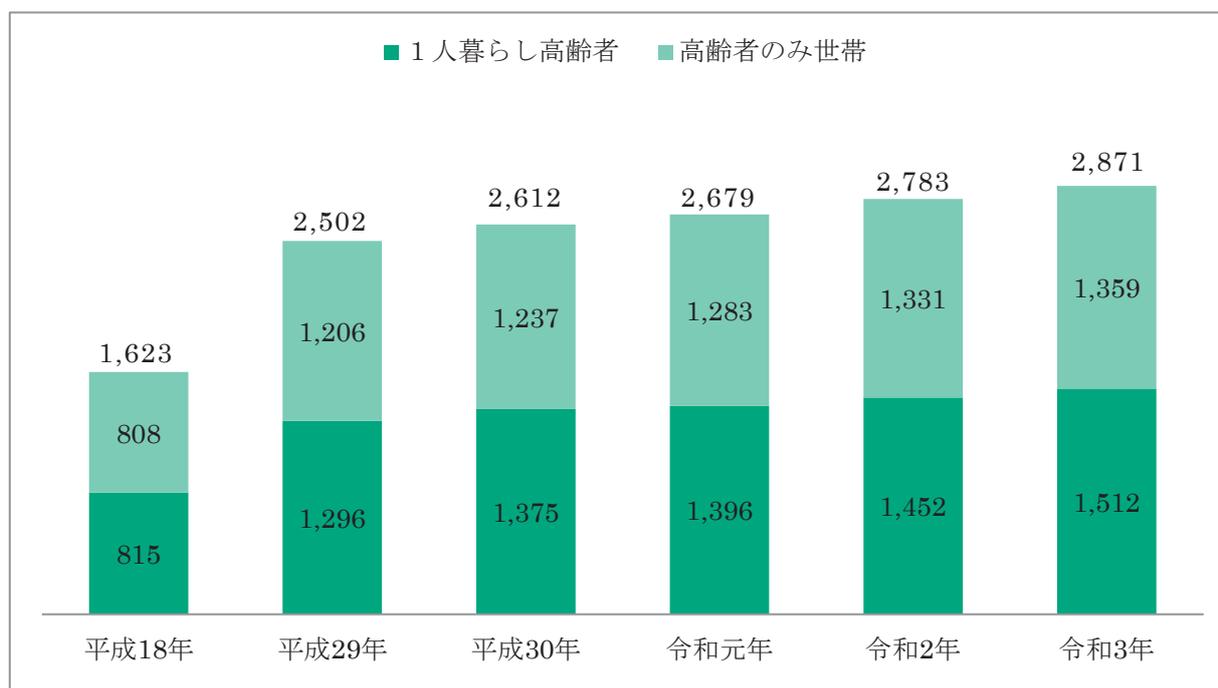
2. 高齢者の状況

【高齢者世帯等の推移】

世帯数は、近年横ばい状況にありますが、高齢者世帯は増加傾向となっています。平成18年では1,623世帯17.3%でありましたが、令和3年では2,871世帯30.6%となり、世帯数で1,248世帯、割合で13.3%の増となっています。

また、高齢者の一人暮らし世帯も平成18年では815世帯でしたが、令和3年では1,512世帯となり、697世帯、7.4%増加しています。

こうした傾向は、全国的にも同じ状況であり、いわゆる「超高齢化社会」に突入した現れともいえます。



(単位：世帯、人)

	平成18年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
世帯数	9,356	9,414	9,413	9,372	9,378	9,391
高齢者世帯	1,623 (17.3%)	2,502 (26.6%)	2,612 (27.7%)	2,679 (28.6%)	2,783 (29.7%)	2,871 (30.6%)
内一人暮らし高齢者	815	1,296	1,375	1,396	1,452	1,512

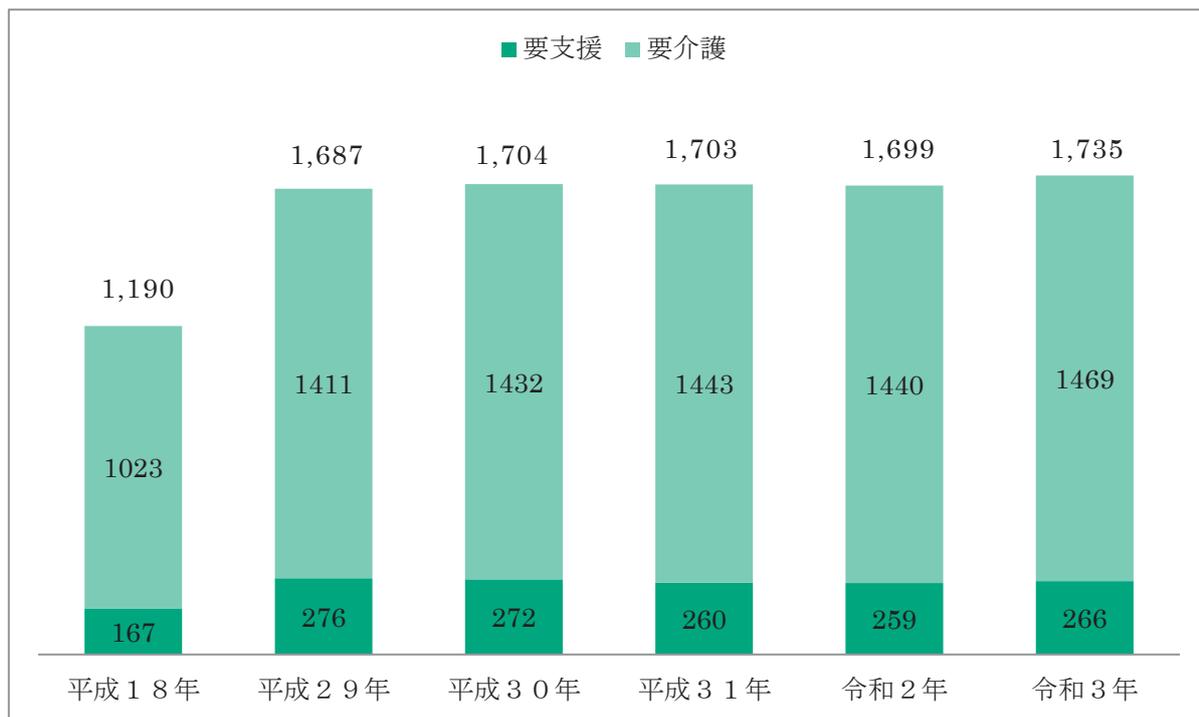
(各年7月1日現在 高齢者数・高齢者世帯調査票)

【要介護・要支援認定者の推移】

要介護・要支援認定者数は、平成18年で1,190人でしたが、令和3年では1,735人で、545人、45.8%の増となっています。

高齢者人口は、年々増加傾向にあり、いわゆる団塊の世代が75歳に達する令和5年には、にかほ市の高齢化率は40%に達すると推測されています。

高齢者人口は増加傾向にありますが、市ではこれまで介護予防事業に力を入れてきていることもあり、要介護・要支援認定者数、認定率は、近年ほぼ横ばいで推移しています。



(単位：人、%)

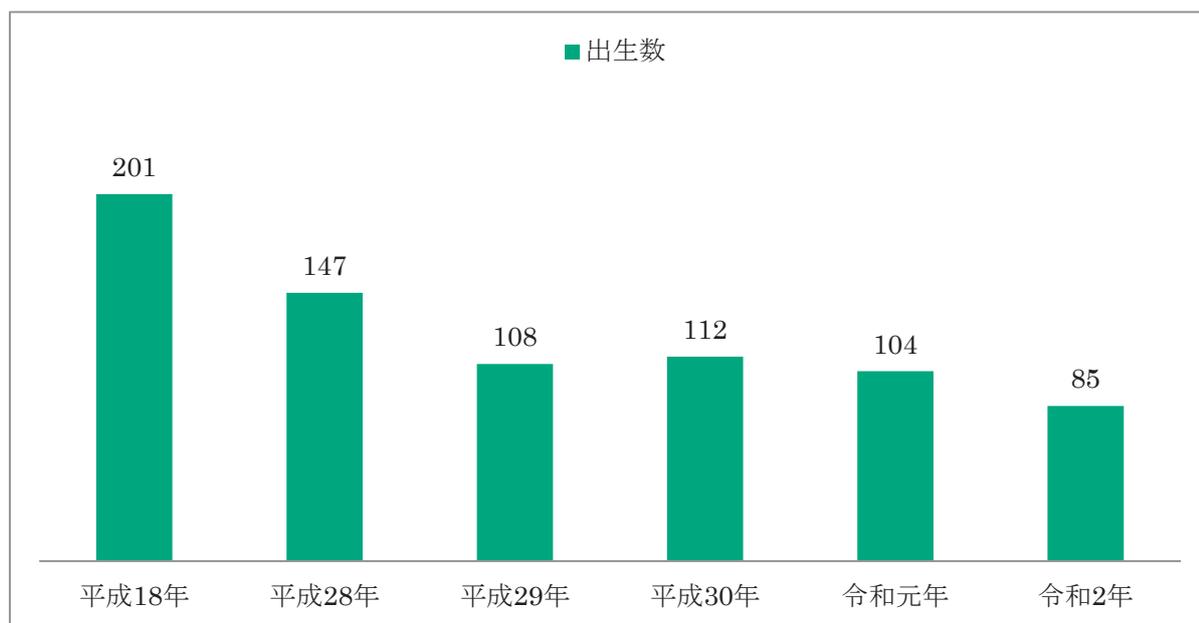
	平成18年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
要支援者	167	276	272	260	259	266
要支援1	94	104	102	84	66	82
要支援2	73	172	170	176	193	184
要介護者	1,023	1,411	1,432	1,443	1,440	1,469
要介護1	267	233	258	234	251	264
要介護2	191	353	333	381	382	408
要介護3	191	310	316	304	284	293
要介護4	179	269	293	297	307	300
要介護5	195	246	232	227	216	204
合計	1,190	1,687	1,704	1,703	1,699	1,735
介護認定率	15.2	19.0	19.0	18.7	18.6	18.9

(各年3月31日現在 本荘由利広域市町村圏組合調べ)

3. 児童の状況

【出生数の推移】

本市の出生者数は、合併当初である平成18年では201人でしたが、未婚化・晩婚化の進展等により減少傾向にあり、令和2年では平成18年と比べて半数以下の85人まで減少している状況です。



(単位：人)

	平成18年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
出生数	201	147	108	112	104	85
第1子	104	66	48	51	38	22
第2子	68	53	46	44	41	45
第3子	25	25	13	13	18	13
第4子	4	3	1	4	7	5

(にかほ市事務報告書)

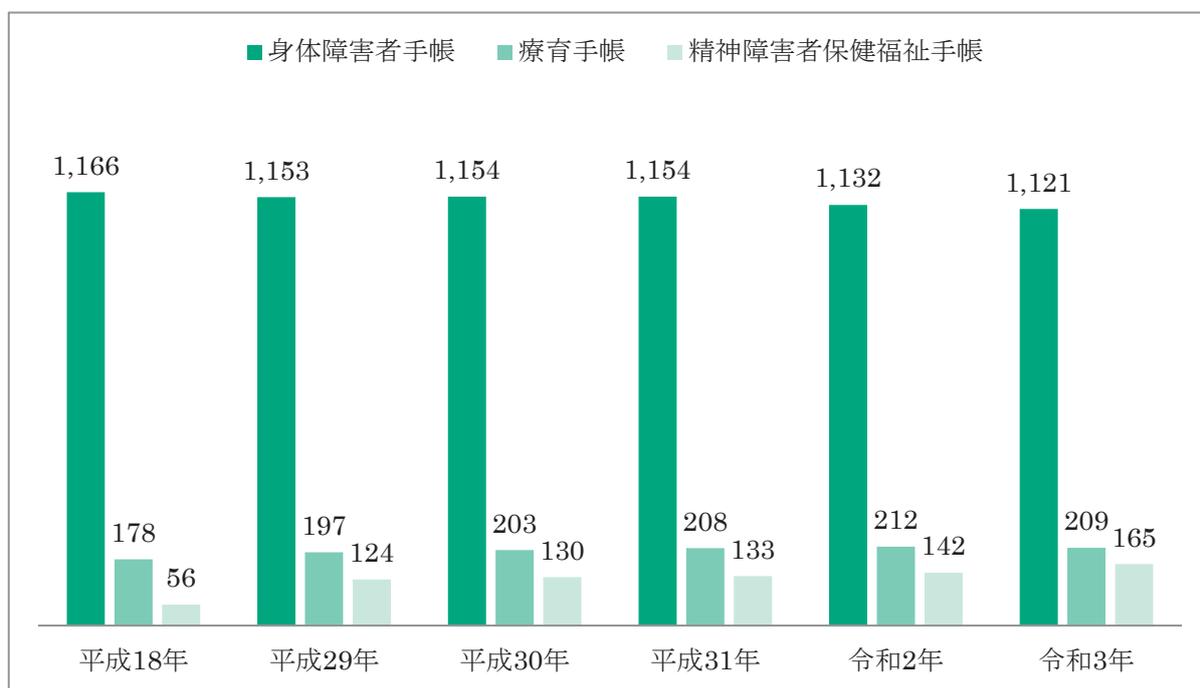
4. 障がい者の状況

【障害者手帳等所持者の推移】

身体障害者手帳等を所持している人は、令和3年3月31日現在1,495人で、人口の6.3%となっています。

傾向としては、身体障害者手帳、療育手帳の所持者はともにほぼ横ばいで推移していますが、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあり、平成18年と比較すると、約3倍となっています。

身体障害者手帳所持者の障害別内訳は、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害、聴覚障害の順となっています。



(単位：人、%)

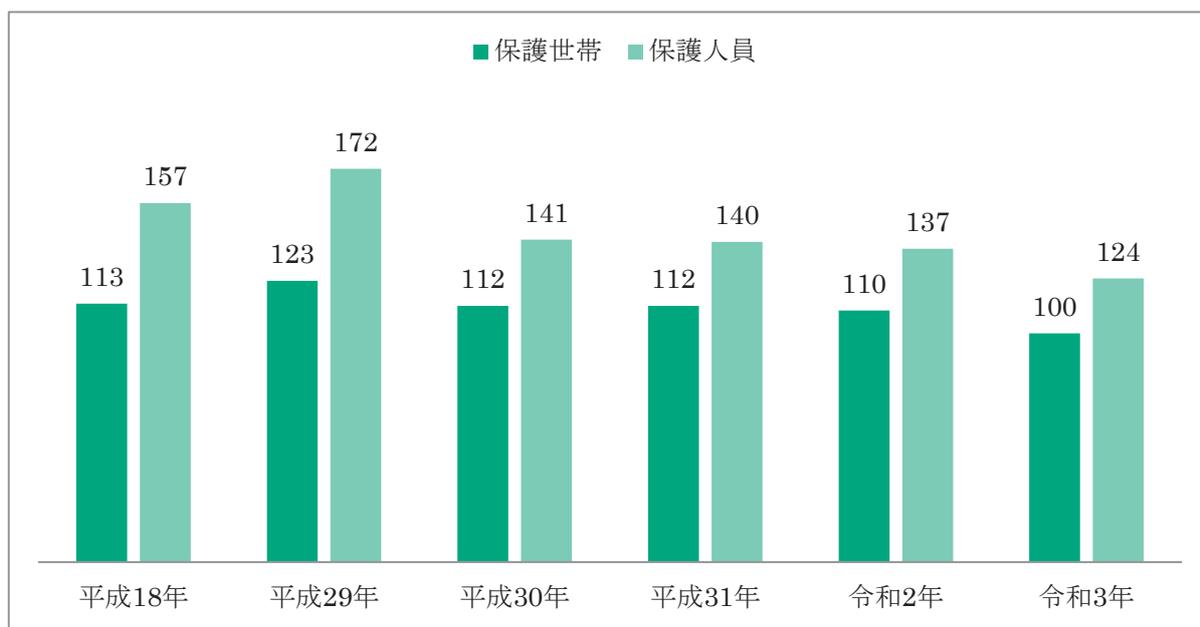
	平成18年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
身体障害者手帳	1,166	1,153	1,154	1,154	1,132	1,121
療育手帳	178	197	203	208	212	209
精神障害者保健福祉手帳	56	124	130	133	142	165
合計	1,400	1,474	1,487	1,495	1,486	1,495
手帳所持率	4.8	5.8	6.0	6.1	6.2	6.3

(各年3月31日現在 障害者基礎調査)

5. 生活保護の状況

【生活保護世帯・人員の推移】

保護世帯及び保護人員はここ数年減少傾向にあり、令和3年の人口1,000人当たりの被保護人員を表す保護率は5.2‰で、全国の16.4‰、秋田県の14.1‰を大きく下回り、県内でも低い水準で推移しています。



(単位：人、世帯、パーミリ)

		平成18年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
保護世帯		113	123	112	112	110	100
保護人員		157	172	141	140	137	124
保護率	にかほ市	5.3	6.8	5.6	5.7	5.7	5.2
	秋田県	11.0	14.6	14.4	14.5	14.4	14.1
	全国	11.8	16.9	16.7	16.6	16.4	16.4

(各年3月31日現在 福祉行政報告例)

6. 就学の状況

【小学校・中学校の状況】

①小学校の状況

令和3年現在、小学校は4校、児童数は948人となっています。

平成18年と比較すると、学校数が4校、児童数が674人減少しています。

(単位：校、学級、人)

区分	平成18年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
学校数	8	6	4	4	4	4
学級数	72	49	43	46	45	44
教員数	118	84	74	74	72	69
児童数	1,622	1,112	1,061	1,008	959	948

*教員数は、本務者。

(各年5月1日現在 学校基本調査)

②中学校の状況

令和3年現在、中学校は3校、生徒数は546人となっています。

平成18年と比較すると、学校数が1校、生徒数が290人減少しています。

(単位：校、学級、人)

区分	平成18年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
学校数	4	3	3	3	3	3
学級数	31	33	31	28	27	25
教員数	66	67	67	62	60	58
生徒数	836	673	661	618	592	546

*教員数は、本務者。

(各年5月1日現在 学校基本調査)

【特別支援学校・学級の状況】

①特別支援学校の状況

令和3年現在、特別支援学校に通学しているにかほ市の児童・生徒数は26人となっています。

平成18年と比較すると、11人増加しています。

ゆり支援学校（にかほ市の児童・生徒数）

（単位：人）

区 分	平成18年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
小学部	4	3	3	4	6	11
中学部	6	10	4	2	0	0
高等部	5	13	17	19	23	15
合 計	15	26	24	25	29	26

（各年4月現在）

②特別支援学級数（小学校）の状況

令和3年現在、にかほ市の小学校には8の特別支援学級があり、児童数は17人となっています。

平成18年と比較すると学級数は変わらず、児童数は4人増加しています。

（単位：学級、人）

区 分	平成18年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
学級数	8	4	6	8	8	8
児童数	13	3	9	16	14	17

（各年5月1日現在 学校基本調査）

③特別支援学級数（中学校）の状況

令和3年現在、にかほ市の中学校には6の特別支援学級があり、生徒数は18人となっています。

平成18年と比較すると学級数が3学級、生徒数は15人増加しています。

（単位：学級、人）

区 分	平成18年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
学級数	3	10	9	7	6	6
生徒数	3	18	16	14	16	18

（各年5月1日現在 学校基本調査）

7. 地域資源の状況

【民生委員・児童委員の状況】

にかほ市で活動している民生委員・児童委員は82人（うち主任児童委員が5人）となっており、地区別の委員数は下記のようになっています。

地区別、民生委員・児童委員数

（単位：人）

区 分	仁賀保	金 浦	象 潟	合 計
民生委員・児童委員数	30	13	39	82
（うち主任児童委員数）	(1)	(2)	(2)	(5)

【民生委員・児童委員への相談状況】

民生委員・児童委員に対する分野別の相談状況は、高齢者に関することが各年を通して最も多くなっています。

分野別相談件数

（単位：件）

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
高齢者に関すること	773	843	902	885	696
障がい者に関すること	13	41	14	11	7
子どもに関すること	134	141	387	290	663
そ の 他	334	201	131	593	623
合 計	1,254	1,226	1,434	1,779	1,989

【地域団体の状況】

①老人クラブの状況

老人クラブ数、加入者数は、年々減少傾向にあります。

高齢者人口は増加していますが、老人クラブ数の減少は、リーダーなどの人材不足や高齢者の地域離れなどが進んでいることが考えられます。

(単位：クラブ数、人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
老人クラブ数	57	50	45	44	43	39
加入者数	2,287	2,120	1,881	1,845	1,742	1,524

*各年、補助金交付クラブ数

②シルバー人材センターの状況

シルバー人材センターの登録者数は、一般社団法人に法人化された令和 2 年から増加しています。男女別の登録者数は、令和 3 年で男性が 7 割以上となっています。

就労は、生きがいを得ることにつながることから、シルバー人材センターの利用促進は重要と考えられます。

(単位：人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
男性登録者数	83	83	83	87	126	130
女性登録者数	48	47	47	47	54	54
合 計	131	130	130	134	180	184

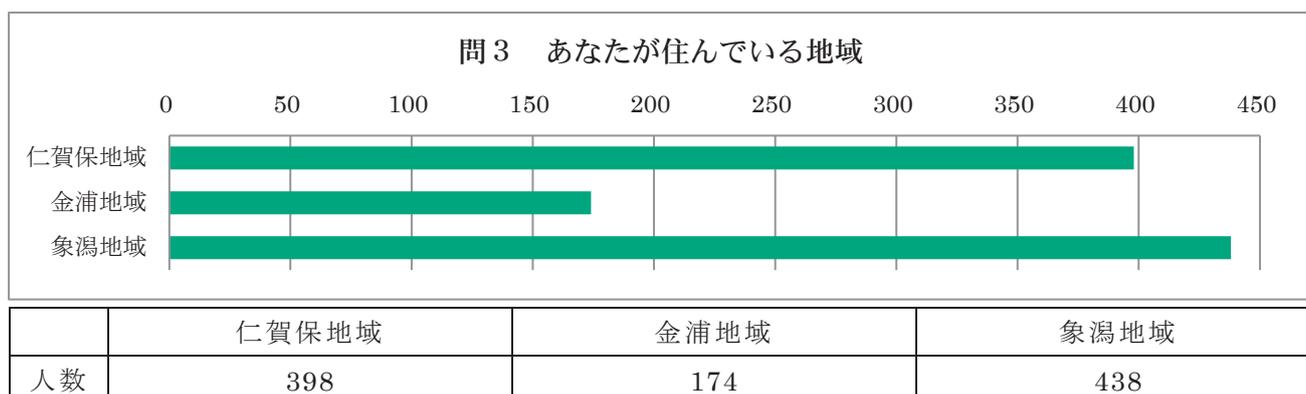
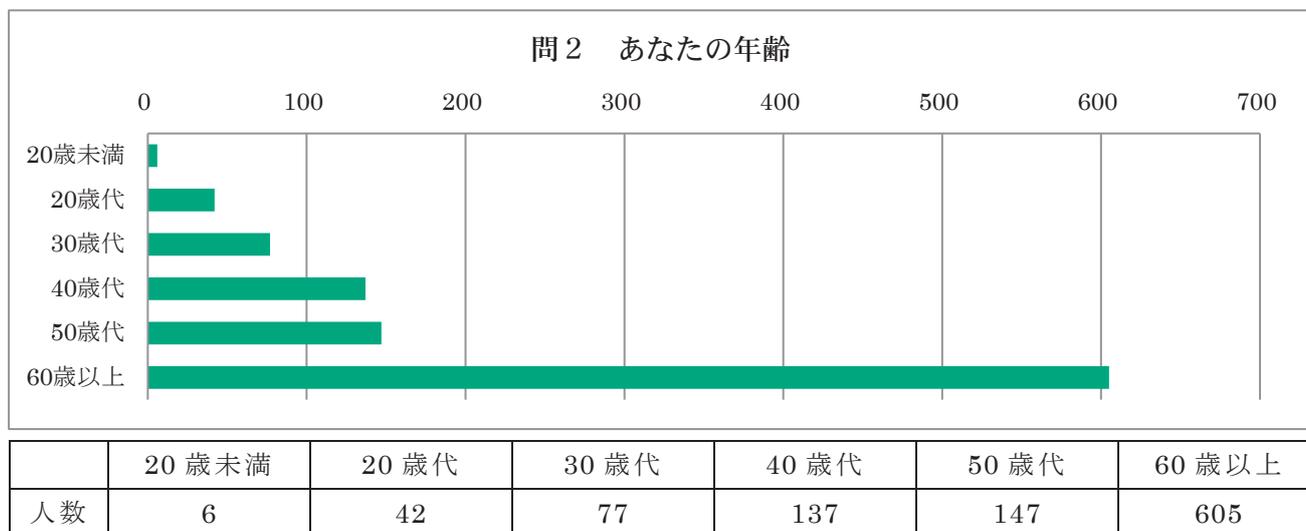
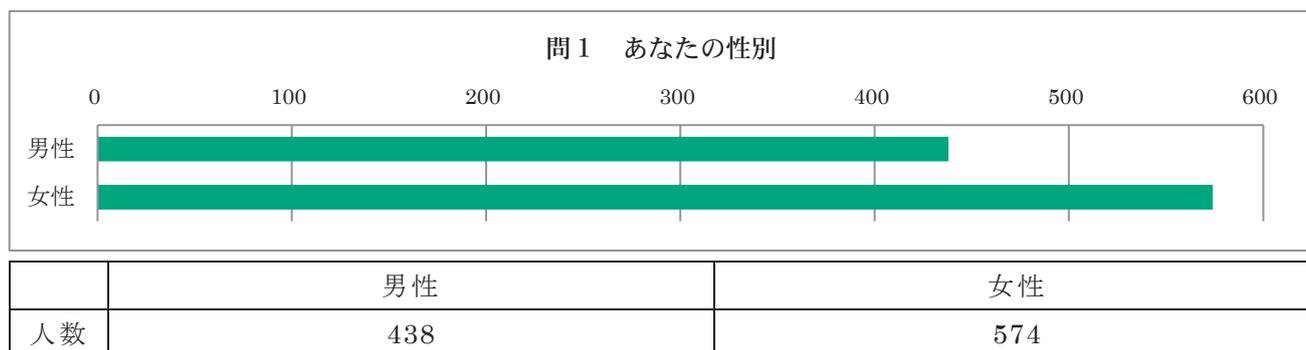
(各年 12 月 31 日現在 R3 は 9 月 30 日現在)

8. アンケート調査結果

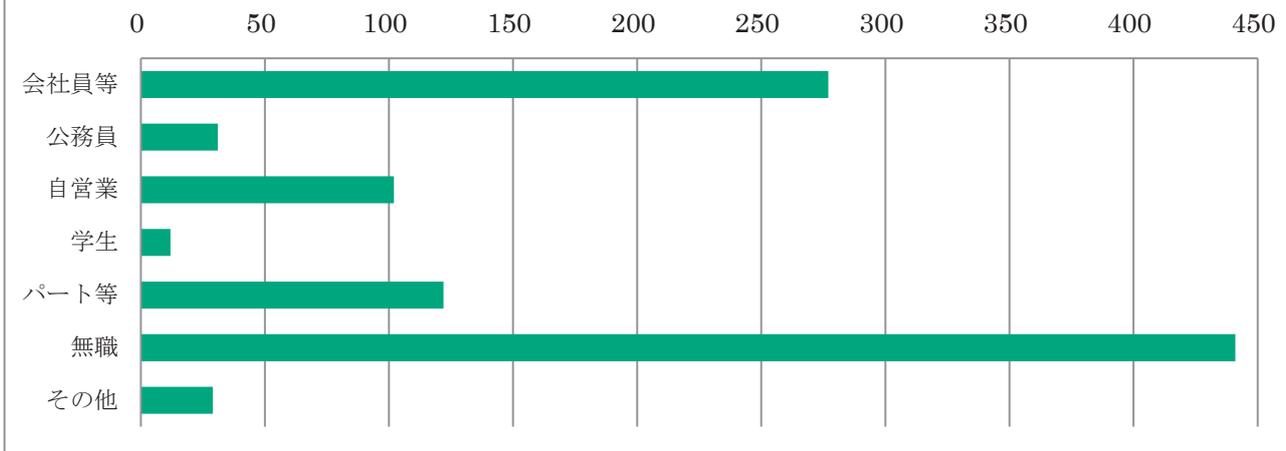
(1) 調査方法等

調査対象	にかほ市在住者（18歳以上）
調査票配布数	2,000件
調査時期	令和3年7月2日～7月16日
調査方法	配布（郵便）、回収（郵便）
調査票回収数	1,017件（回収率 50.9%）

(2) 調査結果

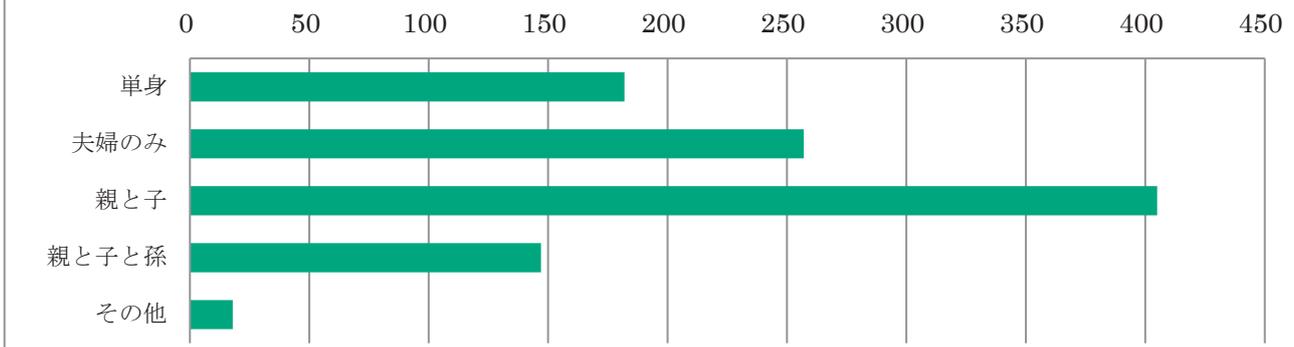


問4 あなたの主な職業



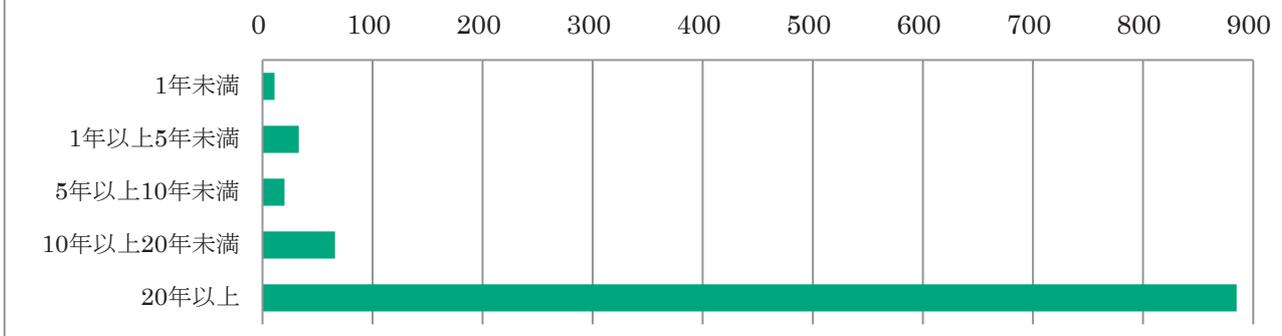
	会社員等	公務員	自営業	学生	パート等	無職	その他
人数	277	31	102	12	122	441	29

問5 家族構成

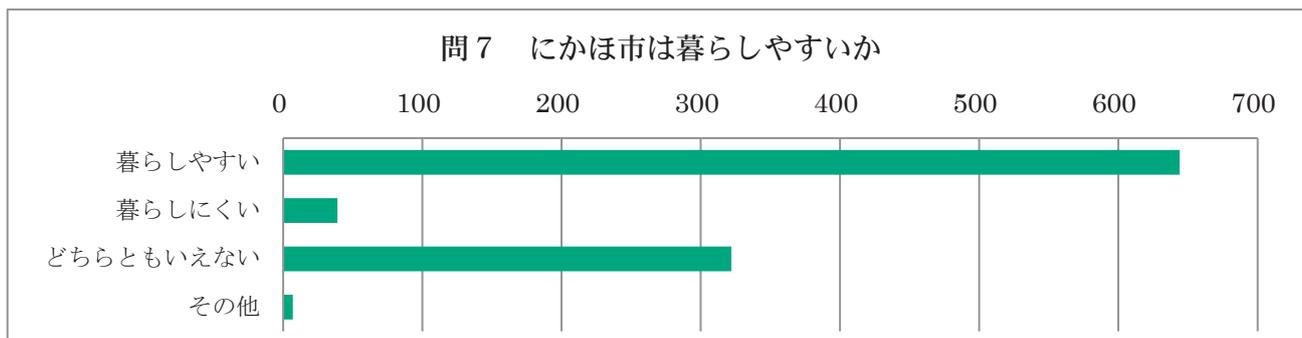


	単身	夫婦のみ	親と子	親と子と孫	その他
人数	182	257	405	147	18

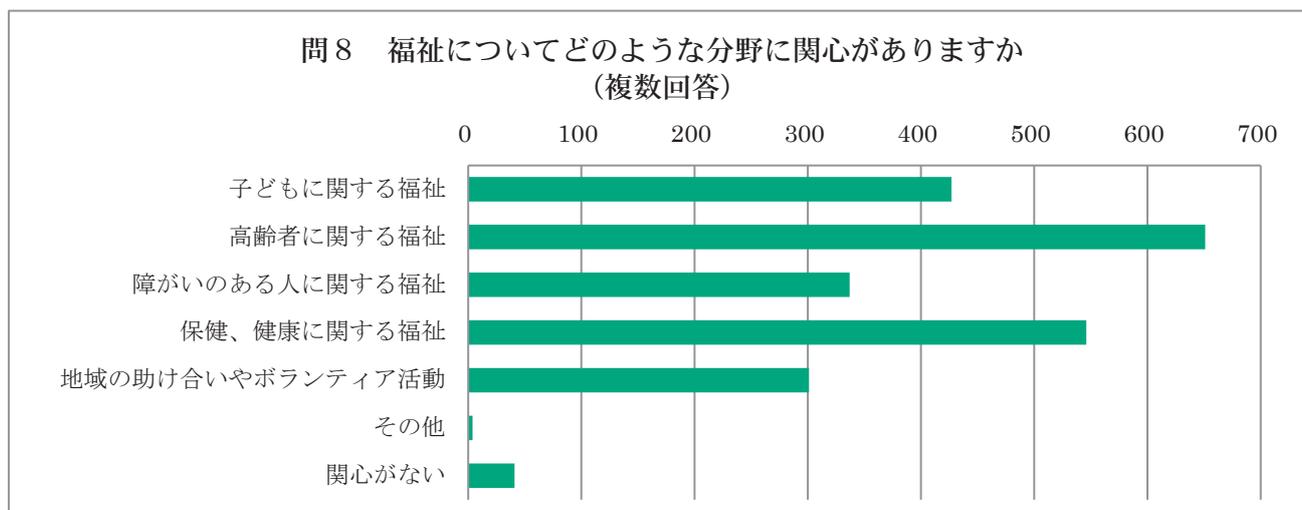
問6 にかほ市に住んでる年数



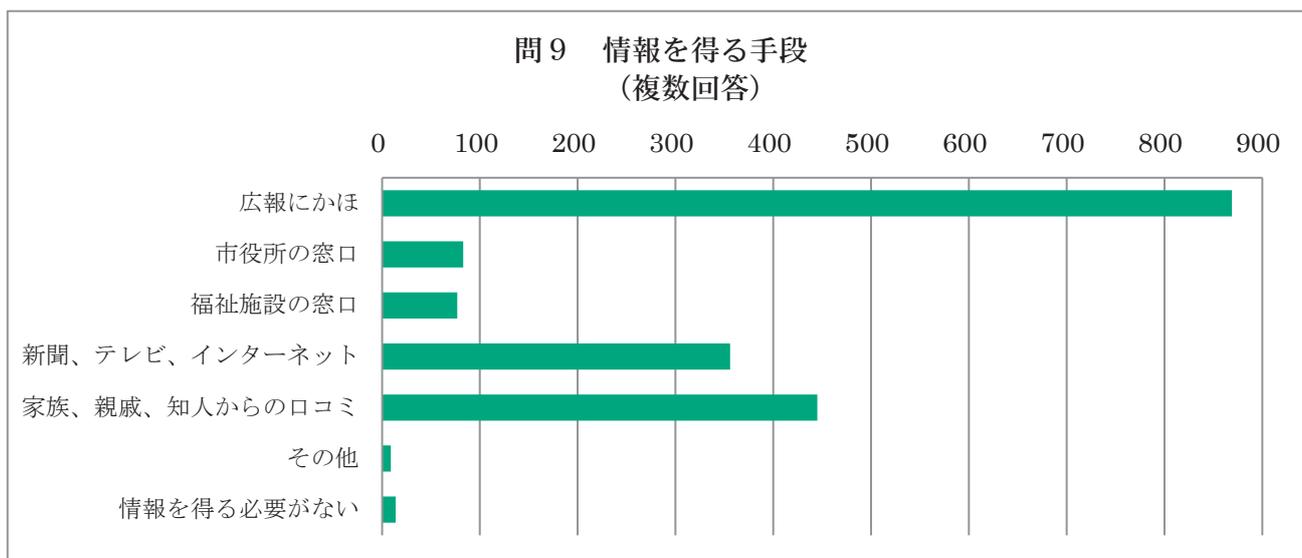
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
人数	11	33	20	66	885



	暮らしやすい	暮らしにくい	どちらともいえない	その他
人数	644	39	322	7

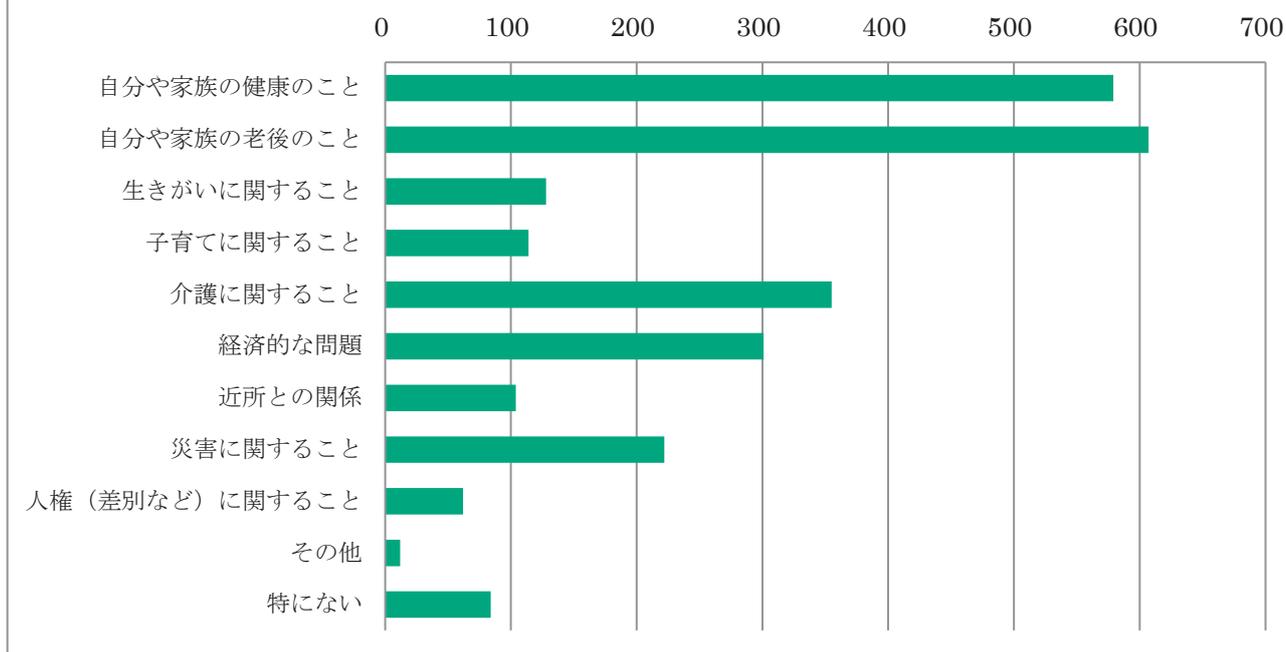


	子どもに関する福祉	高齢者に関する福祉	障がいのある人に関する福祉	保健、健康に関する福祉	地域の助け合いやボランティア活動	その他	関心がない
人数	427	651	337	546	301	4	41



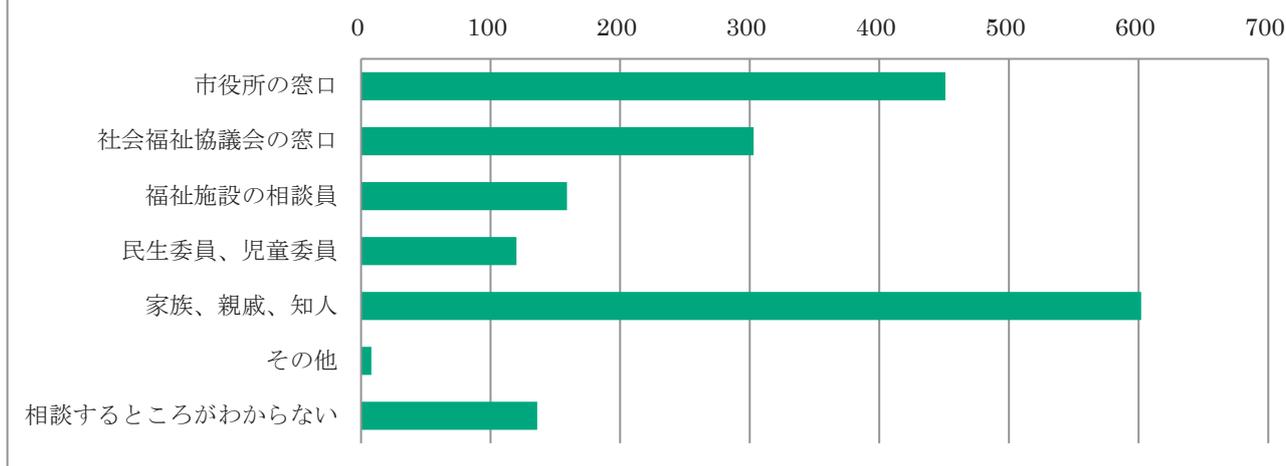
	広報にかほ	市役所の窓口	福祉施設の窓口	新聞、テレビ、インターネット	家族、親戚、知人からの口コミ	その他	情報を得る必要がない
人数	869	83	77	356	445	9	14

問10 どのような悩みや不安を感じていますか
(複数回答)



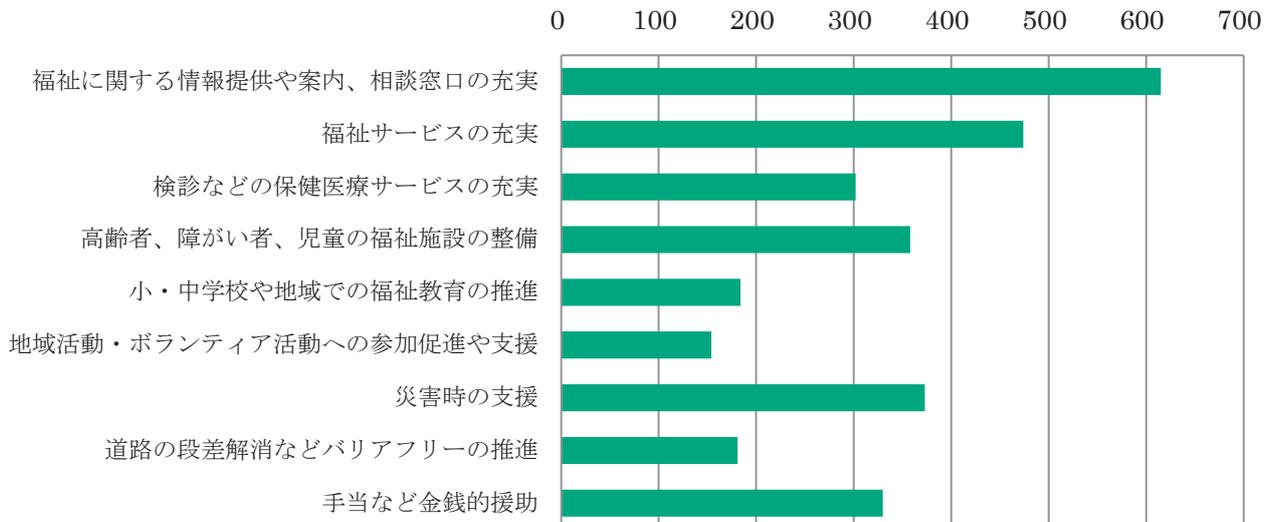
	自分や家族の健康のこと	自分や家族の老後のこと	生きがいに関すること	子育てに関すること	介護に関すること	経済的な問題	近所との関係	災害に関すること	人権(差別など)に関すること	その他	特になし
人数	579	607	128	114	355	301	104	222	62	12	84

問11 生活の困り事や福祉サービス利用の相談先
(複数回答)



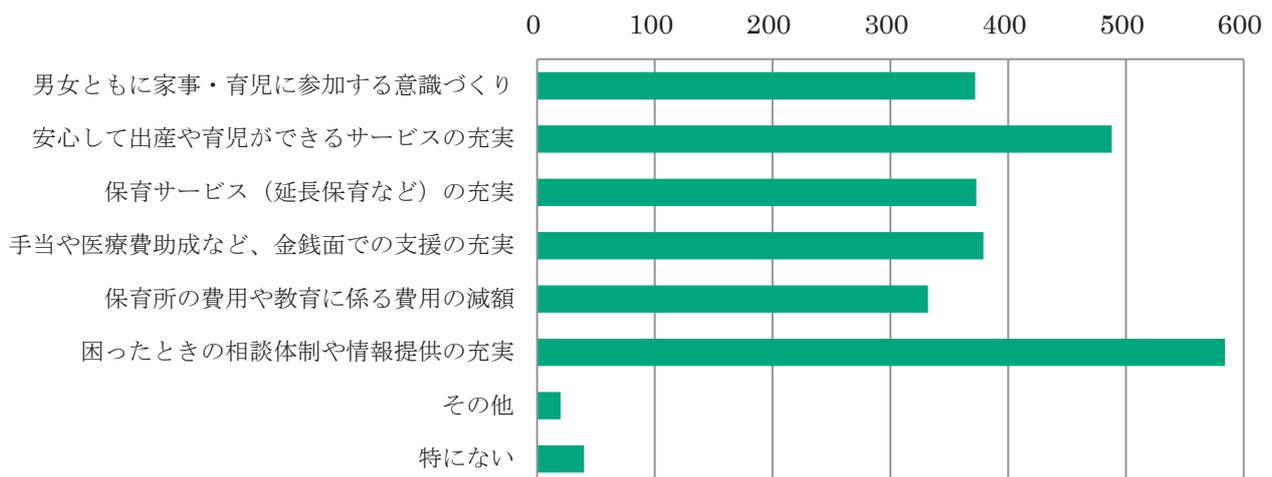
	市役所の窓口	社会福祉協議会の窓口	福祉施設の相談員	民生委員、児童委員	家族、親戚、知人	その他	相談するところがわからない
人数	451	303	159	120	602	8	136

問12 行政が優先して取り組むべきこと
(複数回答)



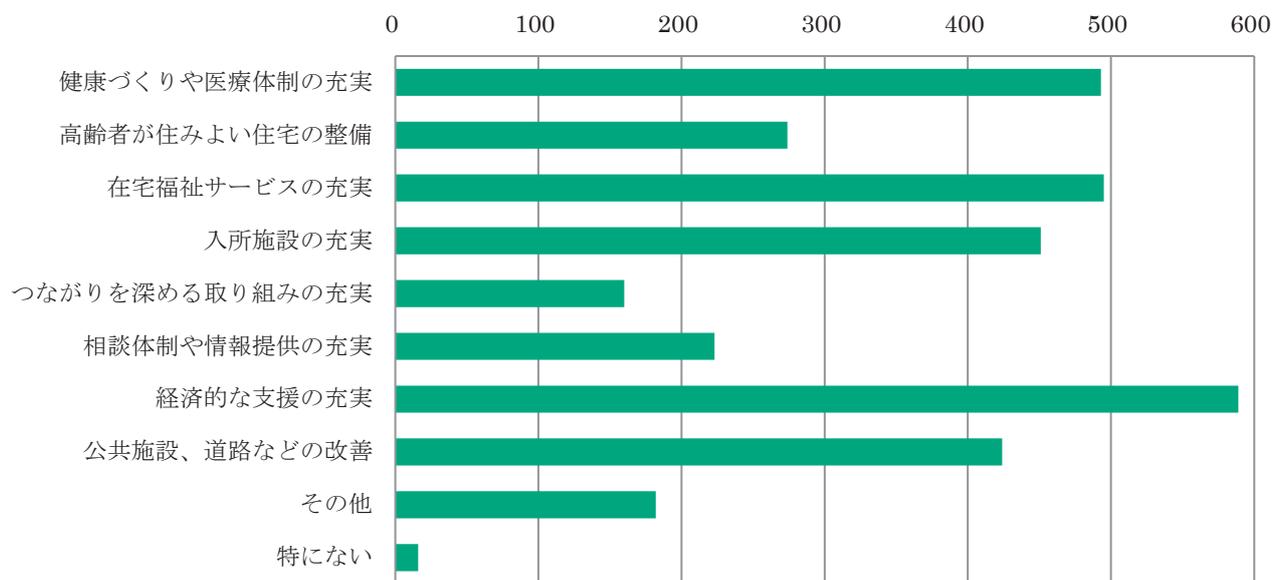
	福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実	福祉サービスの充実	検診などの保健医療サービスの充実	高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備	小・中学校や地域での福祉教育の推進	地域活動・ボランティア活動への参加促進や支援	災害時の支援	道路の段差解消などバリアフリーの推進	手当など金銭的援助
人数	615	474	302	358	184	154	373	181	330

問13 子どもたちや家族が安心して暮らせるために重要なこと
(複数回答)



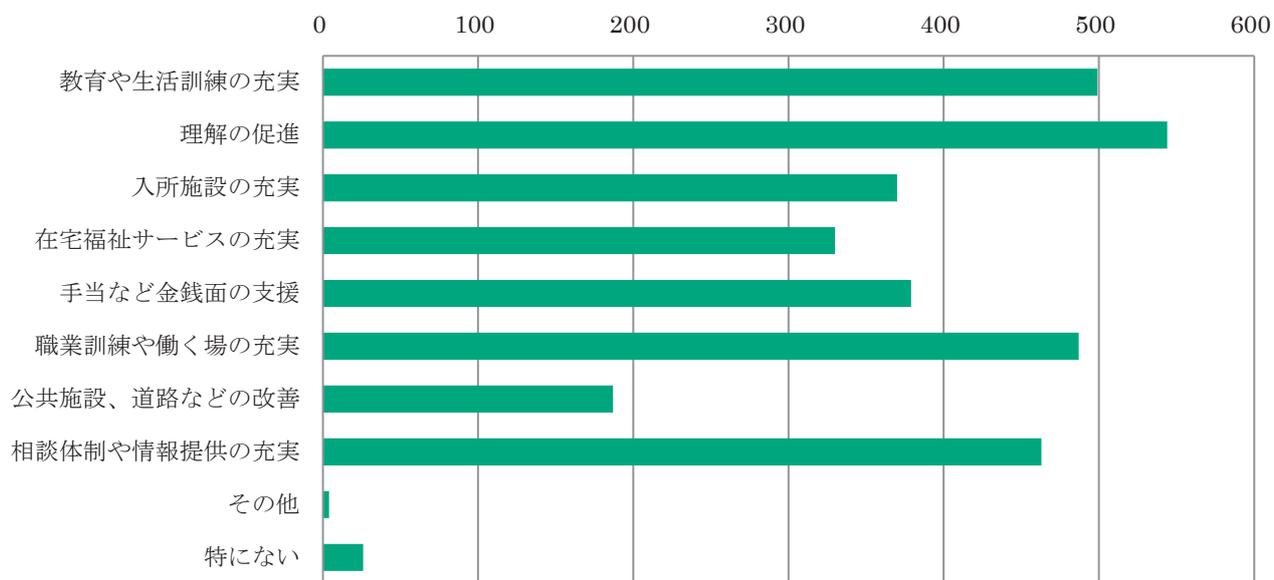
	男女ともに家事・育児に参加する意識づくり	安心して出産や育児ができるサービスの充実	保育サービス(延長保育など)の充実	手当や医療費助成など、金銭面での支援の充実	保育所の費用や教育に係る費用の減額	困ったときの相談体制や情報提供の充実	その他	特にない
人数	372	488	373	379	332	584	20	40

問14 高齢者が安心して暮らせるために重要なこと
(複数回答)



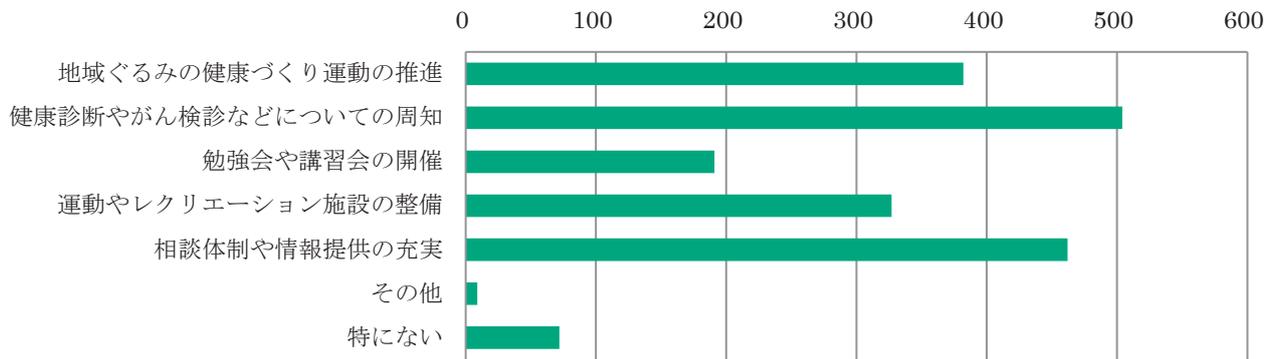
	健康づくりや医療体制の充実	高齢者が住みよい住宅の整備	在宅福祉サービスの充実	入所施設の充実	つながりを深める取り組みの充実	相談体制や情報提供の充実	経済的な支援の充実	公共施設、道路などの改善	その他	特にない
人数	493	274	495	451	160	223	589	424	182	16

問15 障がいのある人が安心して暮らせるために重要なこと
(複数回答)



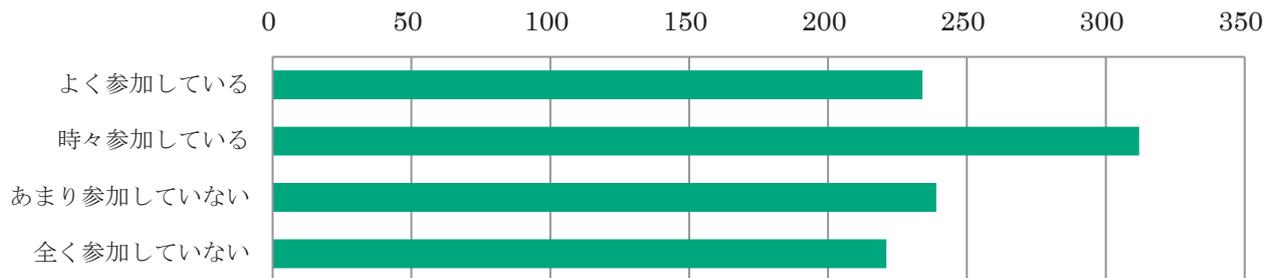
	教育や生活訓練の充実	理解の促進	入所施設の充実	在宅福祉サービスの充実	手当など金銭面の支援	職業訓練や働く場の充実	公共施設、道路などの改善	相談体制や情報提供の充実	その他	特にない
人数	499	544	370	330	379	487	187	463	4	26

問16 健康づくりを進めていくために重要なこと
(複数回答)



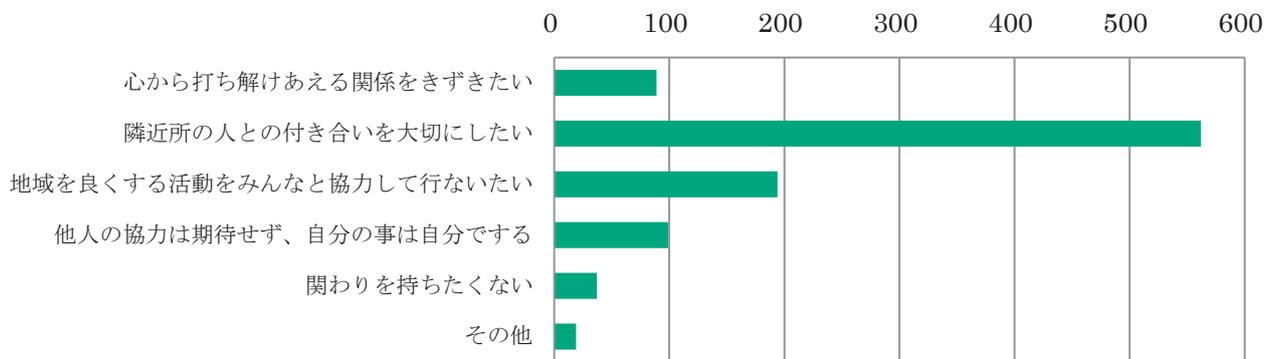
	地域ぐるみの健康づくり運動の推進	健康診断やがん検診などについての周知	勉強会や講習会の開催	運動やレクリエーション施設の整備	相談体制や情報提供の充実	その他	特にない
人数	382	504	191	327	462	9	72

問17 地域(自治会)行事への参加



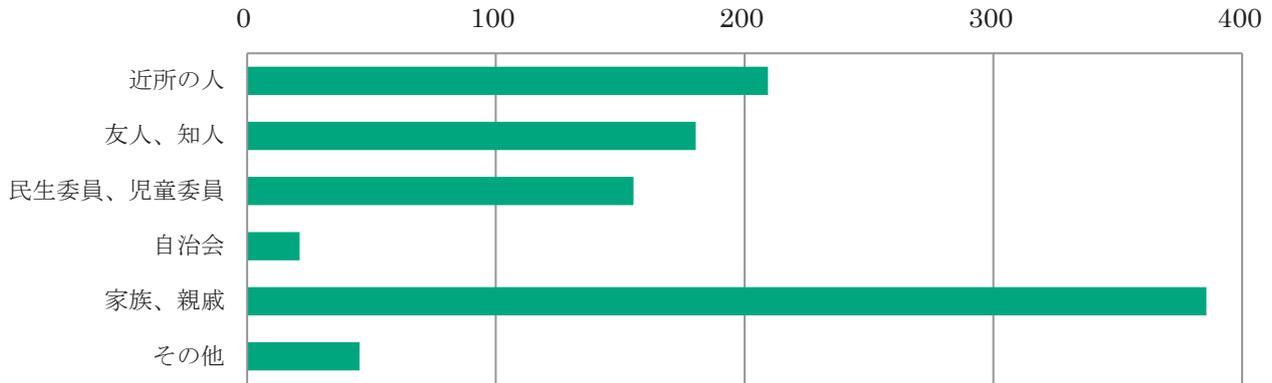
	よく参加している	時々参加している	あまり参加していない	全く参加していない
人数	234	312	239	221

問18 地域の人との関わり



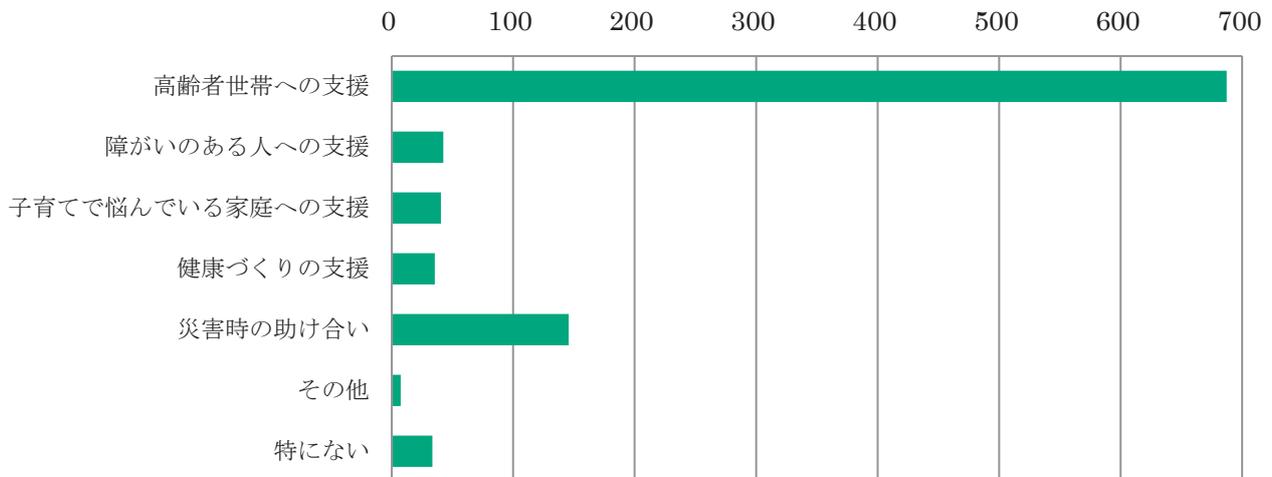
	心から打ち解けあえる関係をきずきたい	隣近所の人との付き合いを大切にしたい	地域を良くする活動をみんなと協力して行ないたい	他人の協力は期待せず、自分の事は自分です	関わりを持ちたくない	その他
人数	89	562	194	99	37	19

問19 日常生活が不自由になったとき手助けしてほしい人
(複数回答)



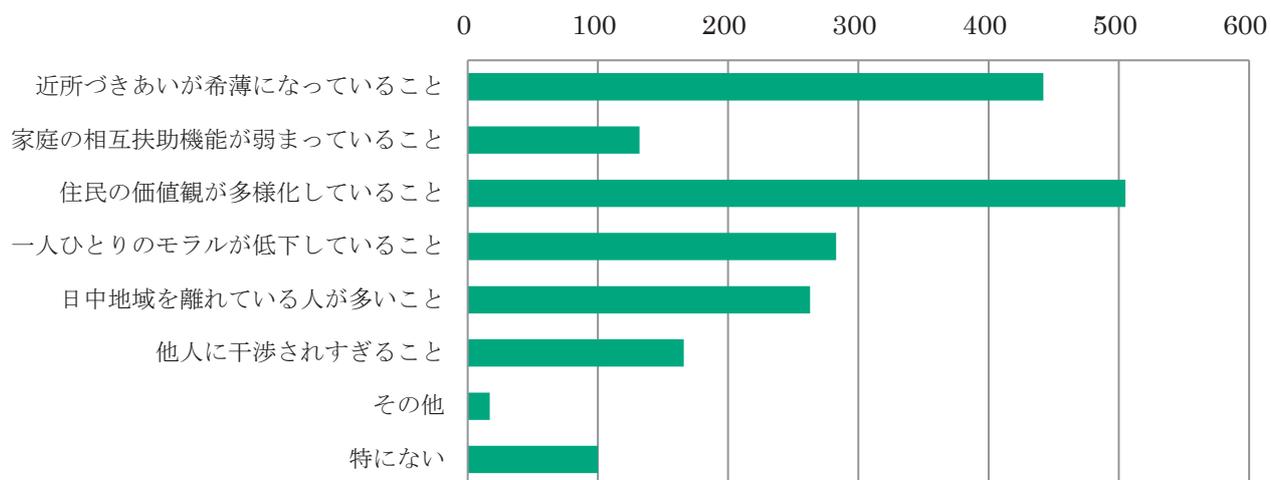
	近所の人	友人、知人	民生委員、児童委員	自治会	家族、親戚	その他
人数	209	180	155	21	385	45

問20 地域で協力して取り組むことが必要な問題
(複数回答)



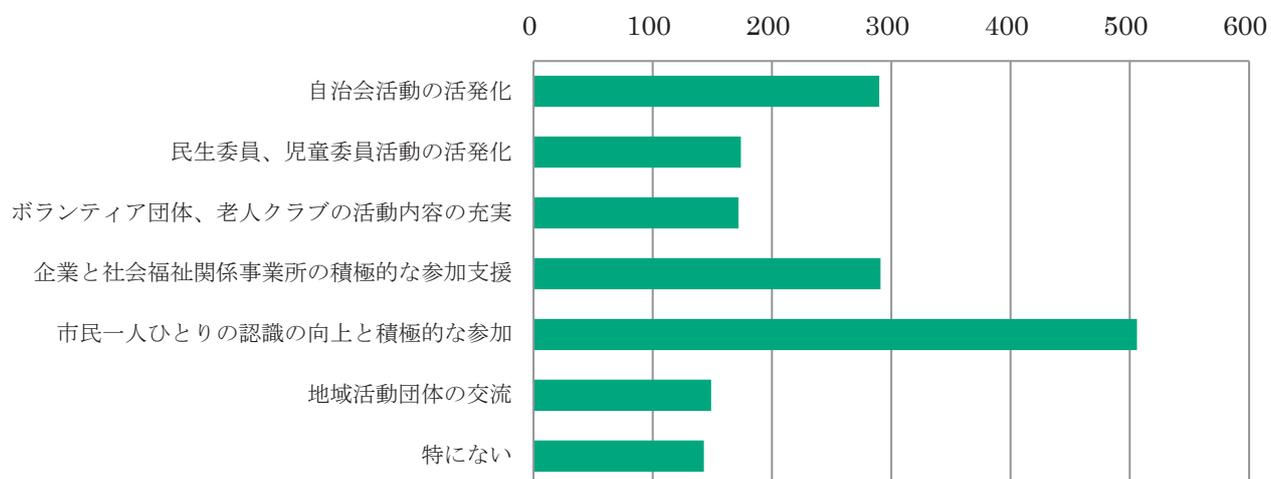
	高齢者世帯への支援	障がいのある人への支援	子育てで悩んでいる家庭への支援	健康づくりの支援	災害時の助け合い	その他	特にない
人数	686	42	40	35	145	7	33

問2 1 地域づくりの課題
(複数回答)



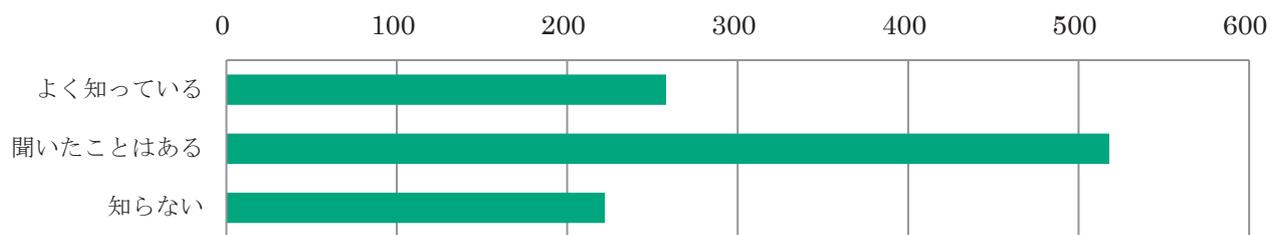
	近所づきあいが希薄になっていること	家庭の相互扶助機能が弱まっていること	住民の価値観が多様化していること	一人ひとりのモラルが低下していること	日中地域を離れている人が多いこと	他人に干渉されすぎる	その他	特にない
人数	442	132	505	283	263	166	17	100

問2 2 地域づくり(地域活動)に重要なこと
(複数回答)



	自治会活動の活発化	民生委員、児童委員活動の活発化	ボランティア団体、老人クラブの活動内容の充実	企業と社会福祉関係事業所の積極的な参加支援	市民一人ひとりの認識の向上と積極的な参加	地域活動団体の交流	特にない
人数	290	174	172	291	506	149	143

問23 民生委員、児童委員に関する地域活動を知っていますか



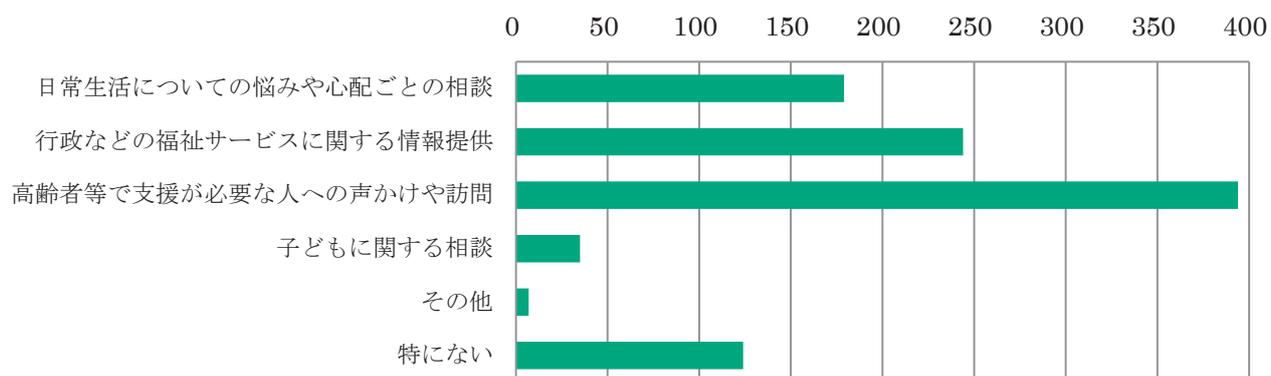
	よく知っている	聞いたことはある	知らない
人数	258	518	222

問24 住んでいる地区の民生委員、児童委員を知っていますか



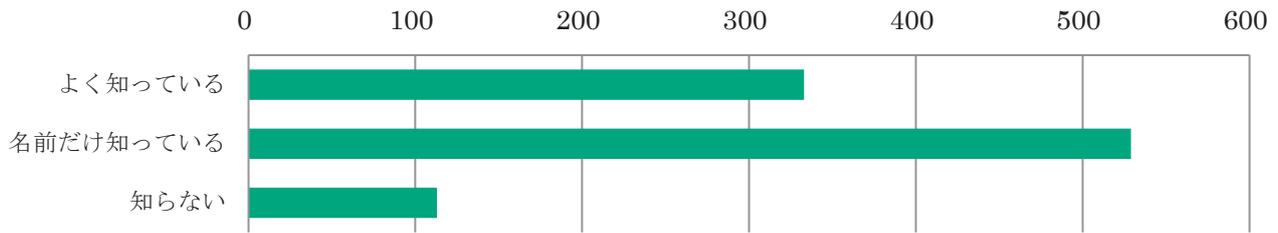
	良く知っている	名前だけ知っている	知らない
人数	267	268	463

問25 民生委員、児童委員の期待する活動



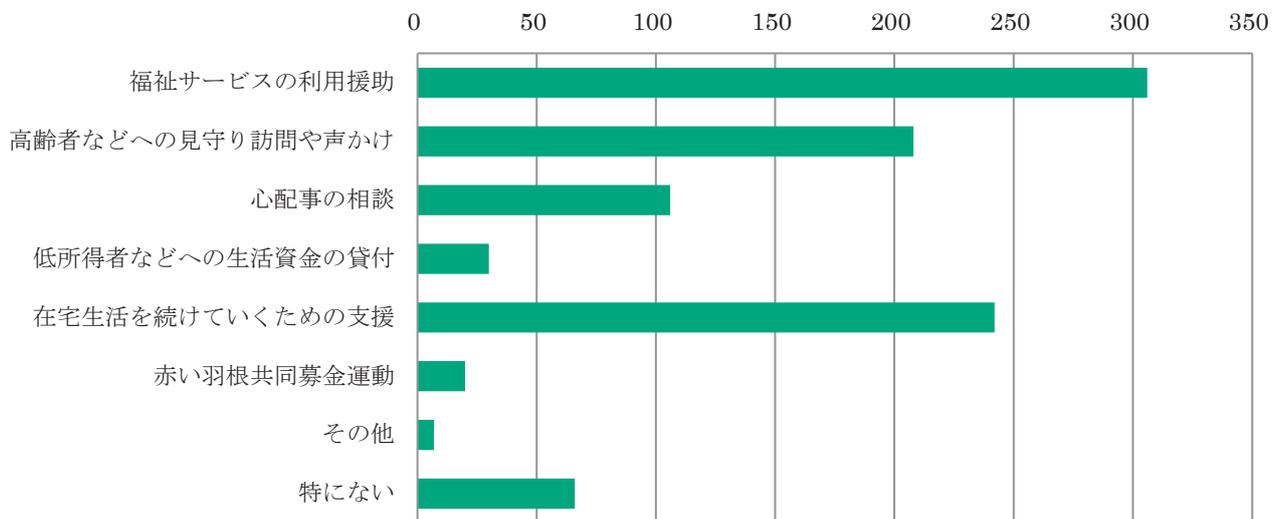
	日常生活についての悩みや心配ごとの相談	行政などの福祉サービスに関する情報提供	高齢者等で支援が必要な人への声かけや訪問	子どもに関する相談	その他	特にない
人数	179	244	394	35	7	124

問 2 6 社会福祉協議会を知っていますか



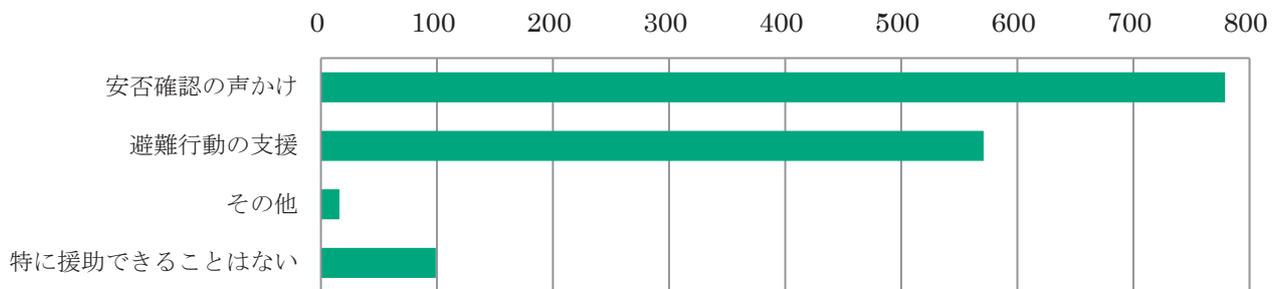
	よく知っている	名前だけ知っている	知らない
人数	333	529	113

問 2 7 社会福祉協議会に期待する活動



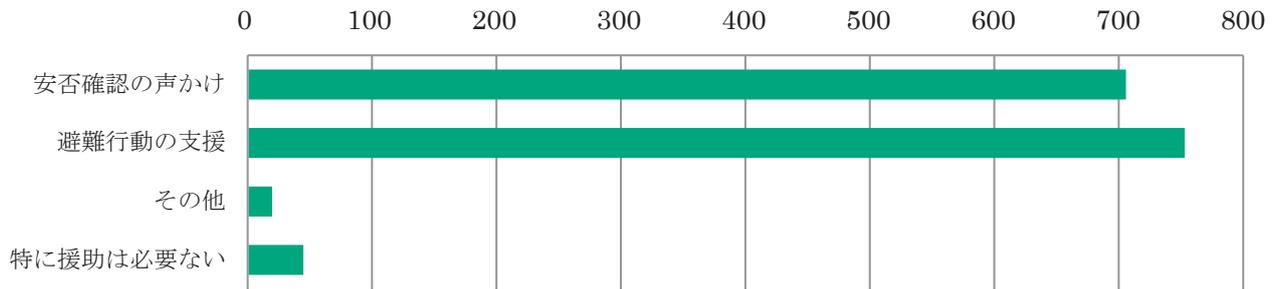
	福祉サービスの利用援助	高齢者などへの見守り訪問や声かけ	心配事の相談	低所得者などへの生活資金の貸付	在宅生活を続けていくための支援	赤い羽根共同募金運動	その他	特にない
人数	306	208	106	30	242	20	7	66

問 2 8 災害が発生したときあなたができること (複数回答)



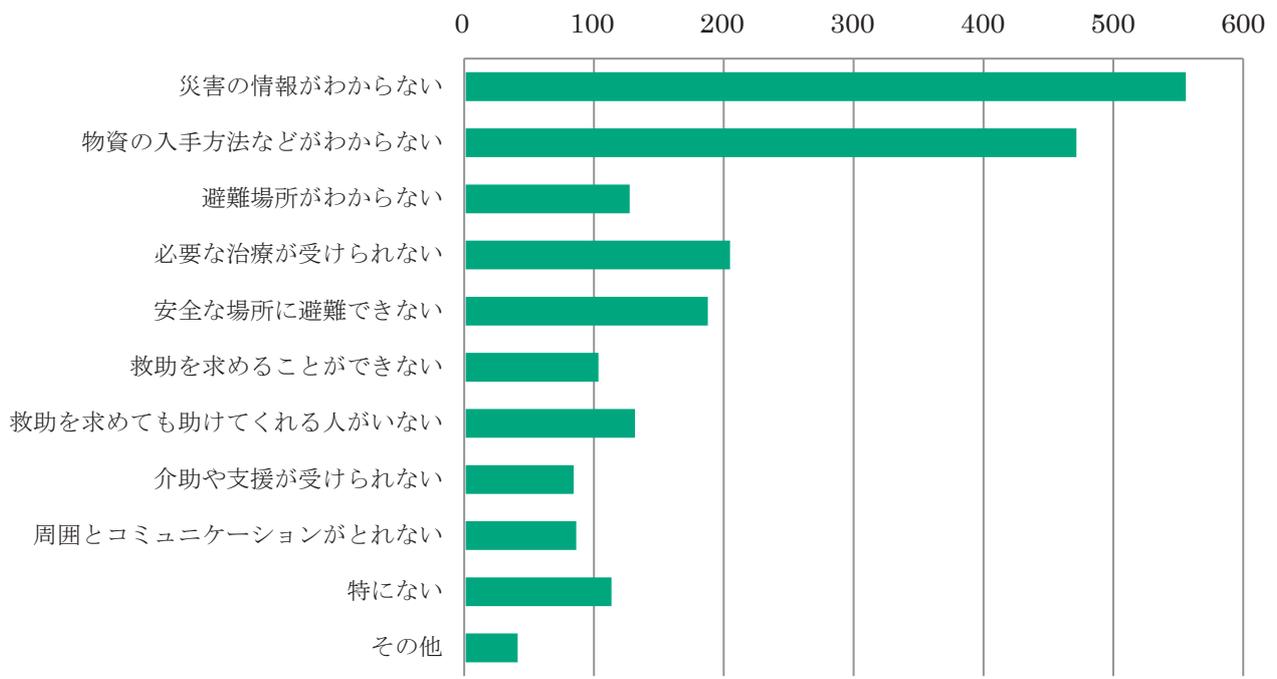
	安否確認の声かけ	避難行動の支援	その他	特に援助できることはない
人数	779	571	16	99

問 2 9 災害が発生したときに援助してほしいこと
(複数回答)



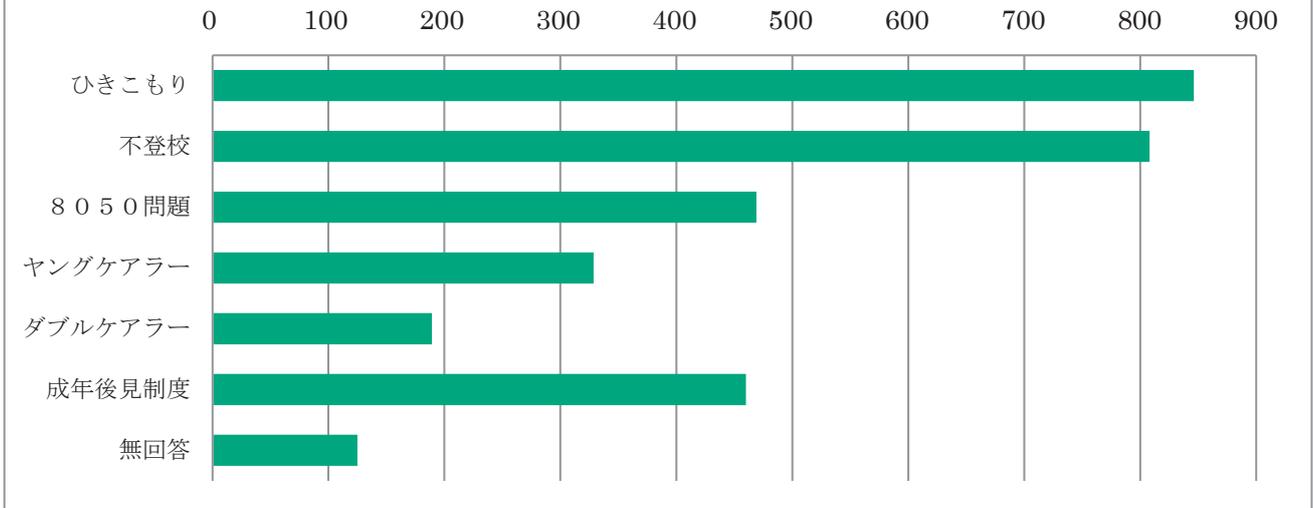
	安否確認の声かけ	避難行動の支援	その他	特に援助は必要ない
人数	703	750	19	44

問 3 0 災害が発生した際に心配なこと、不安なことは何ですか
(複数回答)



	災害の情報がわからない	物資の入手方法などがわからない	避難場所がわからない	必要な治療が受けられない	安全な場所に避難できない	救助を求めることができない	救助を求めても助けてくれる人がいない	介助や支援が受けられない	周囲とコミュニケーションがとれない	特にない	その他
人数	553	469	126	203	186	102	130	83	85	112	40

問3 1 福祉問題について聞いたことがありますか
(複数回答)



	ひきこもり	不登校	8050問題	ヤングケアラー	ダブルケアラー	成年後見制度	無回答
人数	843	805	467	327	188	458	124

用語説明

※ひきこもりとは・・・

家族以外の人との人間関係がなく、社会参加をしていない状態

※不登校とは・・・

学校に登校していない状態

※8050問題とは・・・

80代の親が50代の子とも同居して経済的支援をするという問題

※ヤングケアラーとは・・・

要介護状態の家族のために大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話のサポートを行っている18才未満の子ども

※ダブルケアラーとは・・・

介護や子育てなどの複数のケアを同時期に担う人

※成年後見制度とは・・・

認知症などにより判断能力が低下し、自分で財産を適切に管理できなくなった人の財産を第三者が管理し、不当な契約などから守る制度

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念



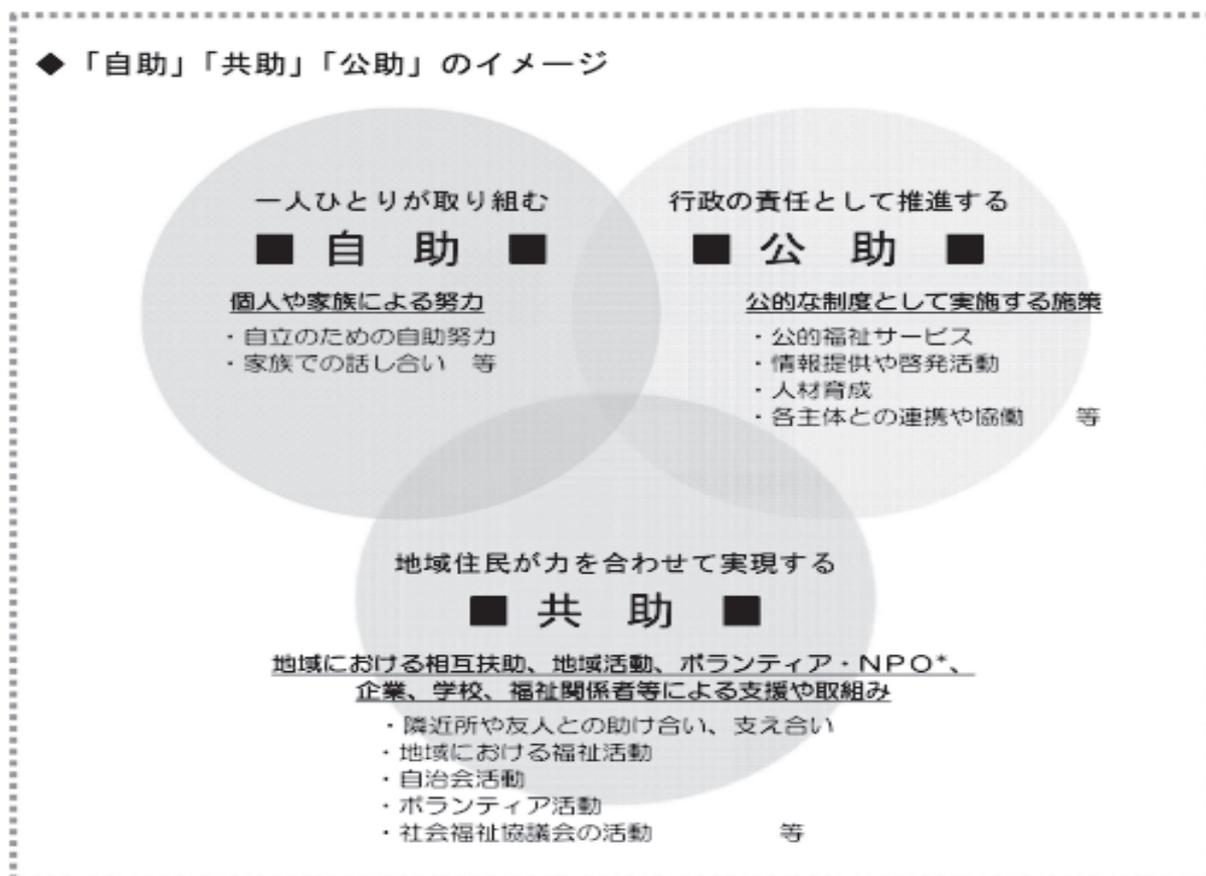
◎快適に暮らせるまち

◎子育てしやすいまち

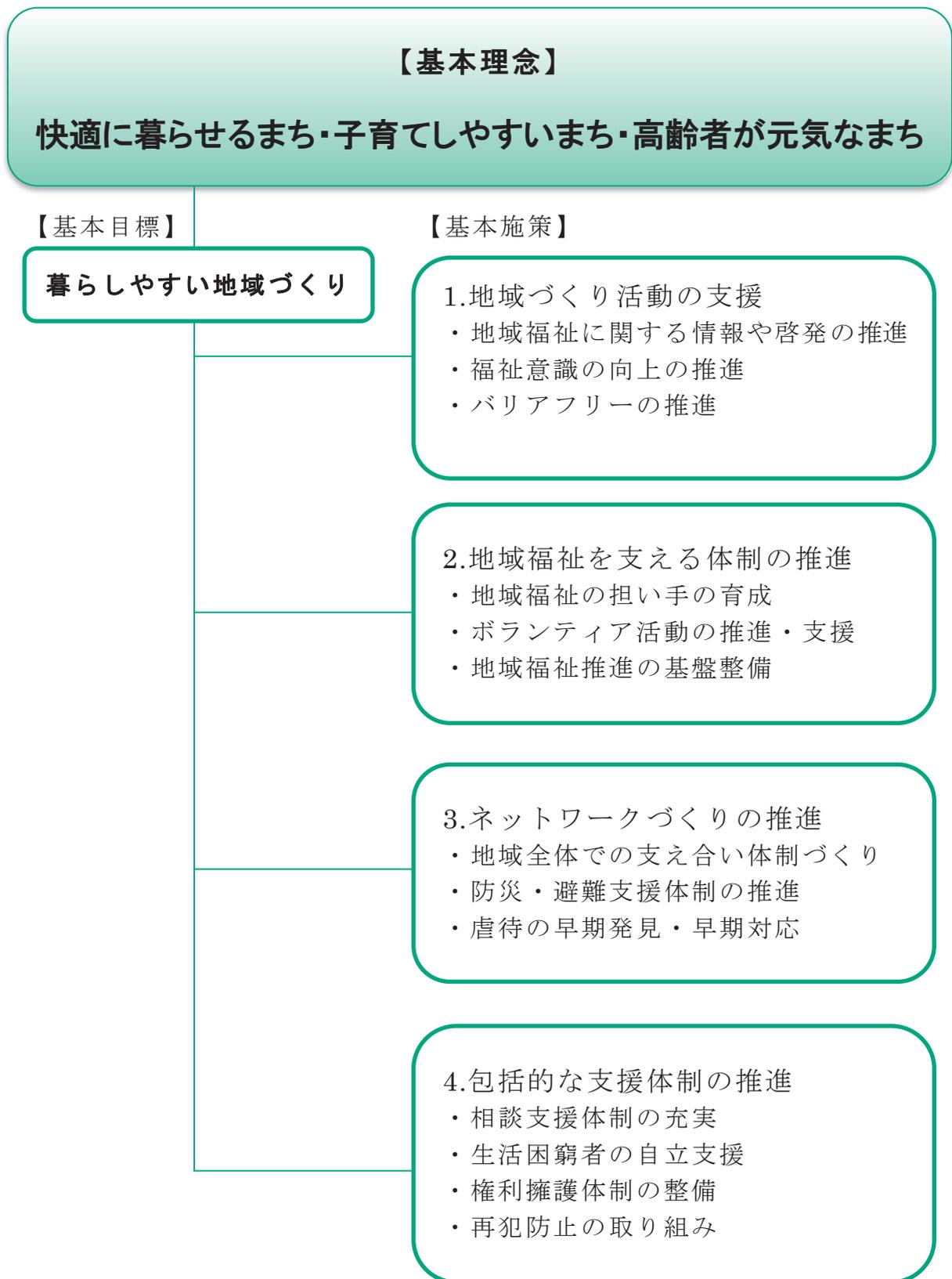
◎高齢者が元気なまち

子どもから高齢者まですべての世代の人が、年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域の中で自分らしく誇りをもって、他人を思いやりながら、健康で心豊かな生活を送ることは、誰もが望む変わることのない願いです。

本計画では、この願いを実現させるため「快適に暮らせるまち・子育てしやすいまち・高齢者が元気なまち」を基本理念にかかげ、お互いを認め合い、地域社会を構成する一員である自覚をもって、地域に根ざしたきめ細かい取り組みを進めていくため、自助・共助・公助の3つの視点で、地域に住む一人ひとりが主役となり、お互いに支え合い助け合う地域共生社会を目指します。



2. 計画の体系



3. 計画の基本施策

4つの基本施策を掲げて、基本理念の「快適に暮らせるまち・子育てしやすいまち・高齢者が元気なまち」と基本目標の「暮らしやすい地域づくり」の実現を目指します。

また、基本施策を達成するため、基本施策ごとに取り組みの方針を掲げて、具体的事業の推進を図ります。

基本施策1. 地域づくり活動の支援

【取り組みの方針】

- ・地域福祉に関する情報や啓発の推進
- ・福祉意識の向上の推進
- ・バリアフリーの推進

お互いに支え合い、助け合うことにより、地域住民が自らの手で多様な生活課題を解決していくことができ、子どもから高齢者、障がいのある方々が分け隔てなく、誰もが安心して安全に暮らせるまちを目指し、地域の住民同士のつながりを大切に、地域を構成する活動組織や団体による地域活動の推進・連携の強化を図ります。

また、「すべての人々にとって住みよい地域社会」の実現のために、公共施設のバリアフリー(※)及びユニバーサルデザイン(※)の視点による整備を図るとともに、心のバリアフリー化に努め、暮らしやすい環境づくりを推進します。

用語説明

※バリアフリーとは…

高齢者や障がいのある人に限らず、全ての人の日常生活の中に存在する、社会参加を困難にする物理的・社会的・制度的・心理的な障壁（バリア）を除去（フリー）すること。

※ユニバーサルデザインとは…

文化・国籍等の違い、老若男女、障がい・能力の如何を問わず、誰もが利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

基本施策2. 地域福祉を支える体制の推進

【取り組みの方針】

- ・地域福祉の担い手の育成
- ・ボランティア活動の推進・支援
- ・地域福祉推進の基盤整備

住民の一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域における自らの役割を認識し、地域の支え合いの担い手となり、主体として活躍できることを目指し、各種講座や研修会等を通じて、人材の育成に取り組むとともに、地域のボランティア活動を支援し、ボランティア活動への参加を促進します。

また、地域や関係団体等の連携強化を図り、地域福祉推進の基盤整備を進めます。

基本施策3. ネットワークづくりの推進

【取り組みの方針】

- ・地域全体での支え合い体制づくり
- ・防災・避難支援体制の推進
- ・虐待の早期発見・早期対応

近年、気候変動に伴う記録的な大雨や大型台風等による自然災害や、全国各地で多発する大規模地震により、あらためて地域における助け合いの重要性が確認されております。地域において災害時の安全を確保するためには、日常生活における隣近所の支え合いや、自治会、自主防災組織等の連携が欠かせません。要配慮者(※)を把握するとともに避難行動要支援者(※)名簿の整備を行い、普段から「顔の見える関係づくり」を進め、災害時の安否確認や避難支援のための情報共有を図り、円滑に避難できる体制を整備します。

また、虐待やDVなどの問題や、高齢者や障がい者等の緊急時に必要な支援を行えるネットワークづくりを進めます。

用語説明

※要配慮者とは…

高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人等、一般的に災害時・緊急時に配慮を要する人。

※避難行動要支援者とは…

災害発生時、自ら避難することが困難で災害時避難に支援の必要な人(要介護認定3～5、身体障害者手帳1・2級所持者等)

基本施策4. 包括的な支援体制の推進

【取り組みの方針】

- ・相談支援体制の充実
- ・生活困窮者の自立支援
- ・権利擁護体制の整備
- ・再犯防止の取り組み

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、困りごとや心配事を気軽に相談できる体制の整備や、必要なときに必要なサービスをスムーズに利用できる仕組みが求められているため、多様化する福祉ニーズを把握し、地域で暮らしていくために必要な各種支援サービスの充実を図るとともに、支援を必要としながら福祉サービス利用に結びついていない人を適切な支援につなげる包括的な支援体制の整備を図ります。

また、「にかほ市再犯防止推進計画」に基づいて、再犯防止の取り組みを進めていきます。

第4章 地域福祉推進のための施策の展開

【基本目標】

暮らしやすい地域づくり

基本施策1

地域づくり活動の支援

現状と課題

地域における少子高齢化が進み、単身世帯や核家族世帯が増え、地域の活動が低下する傾向にあり、近所づきあいを始めとした地域のつながりが弱くなっている状況です。さらに、価値観の多様化や生活様式の変化とともに、地域社会の連帯感が希薄化し、地域に対する関心が低くなっています。

市民一人ひとりが、自分たちの住む地域のことに関心を持ち、ちょっとした手助けがあれば解決する生活課題について、解決に向けての知恵を出し合い、地域住民が協力して、具体的な支え合い活動ができる地域を目指し、地域活動の推進や地域住民が互いに協力して助け合える地域づくりが求められています。

また、バリアフリーの推進について、物理的（ハード面）な障壁への対応とあわせて、心（ソフト面）のバリアフリーの推進も重要と考え、障がいの有無や年齢・性別に関わらず、思いやりの心を育て、日常生活の中で支援の必要な人に気軽に手助けできるよう啓発に努めます。

施策の実現に向けて

- 地域における楽しみや生きがいをとおした活発な交流が、お互いを知り、思いやりの心を育む第一歩になると考え、世代を超えた様々な活動や、交流の機会を充実し、温かな人間関係を築き、お互いに支え合ったり、助け合ったりできる関係づくりを目指します。
- 健康づくりの講演会や出前講座などを通して、市民一人ひとりが、生涯を通じて健康で過ごせるよう、地域ぐるみでの健康意識向上に努めます。

- ユニバーサルデザインの考えのもと、公共施設などの整備・改善を進めていきます。
- 福祉に関する学習機会を支援し、ノーマライゼーション(※)社会の実現につなげます。
- 年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が安全で快適な生活ができるよう、地域と行政が一体となって、バリアフリー社会の実現に努めます。

用語説明

※ノーマライゼーションとは…

どのような障がいのある人であっても特別視されることなく、個人として社会に参加し、行動することがあたり前の社会であるという考え方。

協働の役割

1. 一人ひとりの取り組み（自助）

- (1) 隣近所での声かけ・あいさつ
 - ・普段から隣近所であいさつをして声を掛け合い、お互いの「顔の見える関係」づくりを進めます。
- (2) 各種活動への積極的な参加
 - ・地域行事や自治会活動などに参加することにより地域への関心を高めます。
 - ・集団検診や健康づくりの講演会などに参加することにより、健康意識の向上と健康維持を心がけます。
- (3) 思いやりをもった行動
 - ・様々な立場や状況の人の理解に努め、手助けするよう心がけます。
- (4) 危険箇所の情報提供
 - ・地域で危険箇所を見つけたら、自治会や行政へ情報を提供します。

2. 地域の取り組み（共助）

- (1) 地域にあった活動への取り組み
 - ・レクリエーションなど、地域の人々が交流できる事業を実施し、地域の親睦を深め、連帯感を醸成し、地域の活性化につなげます。
- (2) 危険な箇所の点検・情報共有及び安全確保
 - ・地域の状況を把握し、危険を感じる箇所の点検、情報を共有し、障害物の撤去等、安全確保に努めます。
- (3) 高齢者や障がいのある人との交流の機会の確保
 - ・様々な立場の人へ配慮し、参加しやすい地域活動を推進します。
- (4) 認知症や障がい者への理解の促進
 - ・学習会を設け、支援の必要な人たちの理解を深め、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの理念を共有します。

3. 市の取り組み（公助）

- (1) 地域福祉に関する情報や啓発の推進
 - ・様々な機会を利用して、地域で支えあう活動の重要性について啓発に努めます。
- (2) わかりやすい情報提供の推進
 - ・適切に情報を得ることのできる手段の確保とともに、市の広報誌、ホームページなどを使い、多様な情報提供に努めます。
- (3) 福祉意識の向上の推進
 - ・市民が福祉に関心を持ち、支え合いの必要性にふれる機会の推進や、地域福祉の主役は市民であり、持続可能な活動としていくための福祉意識の醸成を図ります。
- (4) 健康意識の向上と実践
 - ・生涯を通じて健康で過ごせるよう、各年代に応じた健康づくりを推進し、地域活性化につなげます。
- (5) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
 - ・地域の状況の把握に努め、計画的にバリアフリー化及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を図ります。
- (6) 心のバリアフリーの推進
 - ・福祉に関する学習機会や地域活動を支援し、高齢者や障がいのある人について正しい知識や情報の提供を行うとともに、誤解や偏見をなくす取り組みを推進します。

主な市の取り組み

事業名（主担当課）	内 容
生活習慣病予防の推進 （健康推進課）	市民一人ひとりが自発的に、健康診断やがん検診等を受診し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、重症化の予防に努めるよう、知識の普及や啓発を行い、生活習慣病予防を推進します。 また、病態別に適した健康づくりに取り組めるよう支援します。
こころの健康づくり事業の充実 （健康推進課）	小中学校の児童・生徒を対象とした「いのちの教室」や地域の自治会等での「こころの健康づくり出前講座」などの事業を通して、自殺予防や精神保健の普及活動を推進します。

高齢者の通いの場の推進 (地域包括支援センター)	自治会等が主体となり開催する高齢者の通いの場「集落サロン事業」を推進し、通いの場を通じた地域の互助の体制を強化します。
老人クラブ活動支援 (長寿支援課)	積極的に活動ができるように、補助金のみならず、活動の場の提供や出前講座等で協力・連携を図ります。
高齢者除排雪支援事業 (長寿支援課)	自治会等が結成したチームが、除排雪が困難な高齢者世帯等の除排雪作業を行う支援をします。
認知症サポーターの養成 (地域包括支援センター)	認知症サポーター養成講座により認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守ることができる体制を推進します。
認知症に関する普及啓発 (地域包括支援センター)	「高齢者福祉・介護・医療ガイドブック」や「認知症サポーターだより おれんじ」の全戸配布により、認知症に関する正しい知識の普及に努めます。
生活支援体制整備事業を通じた互助の意識の啓発 (地域包括支援センター)	生活支援体制整備事業協議体「ささえあい創り隊」や生活支援コーディネーターと協働により出前講座や地域座談会「あったかふれあい座談会」を開催し、地域の互助の意識啓発に努めます。
家族介護教室の開催 (地域包括支援センター)	在宅において現に高齢者を介護している家族を対象に、介護方法の習得や介護者の負担緩和を目的とした教室を開催します。
認知症カフェの開催 (地域包括支援センター)	認知症の人やその家族が、医療・介護の専門家と相互に情報交換し、お互いを理解する場としての認知症カフェの取組みを通じて、認知症を支える地域づくりを推進します。
障害者差別解消法に基づく取り組み (福祉課)	障がいの特性に応じた、障がい者への「合理的配慮」の取組みを進め、障がい者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障がい者への理解を深めるための周知や啓発を推進します。

<p>男女共同参画推進計画の 推進 (子育て支援課)</p>	<p>性別だけでなく、年齢や国籍、障がいの有無に関わらず、すべての人が認め合い、助け合う社会を築くための理解を深めていくことで、更にお互いが働きやすい、生活しやすい社会づくりに繋がります。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 の推進 (子育て支援課)</p>	<p>乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を市内の保育所・認定こども園や保健センター内に開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行うとともに、親子がふれあい、情報交換する場を提供することで子育て世代の交流を支援しています。</p>

基本施策2

地域福祉を支える体制の推進

現状と課題

これまで地域の福祉活動については、自治会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等の各種団体が、団体ごとの役割分担の中で、地域の特性に合わせた活動を展開してきました。しかし、様々な活動での担い手不足が課題となっており、活動の維持が困難になってきています。これまでの活動を活かしながら、地域を越えた情報交換や団体間の連携・協力を行い、より効果的に活動を展開していくことが求められます。

また、若年の現役世代における地域活動への参加機会が少なく、高齢者が中心となって行われている現状があり、地域の担い手の育成や、ボランティア活動の支援等、地域福祉推進の基盤整備を図る必要があります。

施策の実現に向けて

- 地域の実情に即した活動ができるよう自治会やボランティア団体の活動を支援し、主体的に活動できる環境づくりを推進します。
- 少子高齢化により人口が減少する中、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えてあらゆる人が参加する地域の助け合いの仕組みづくりを推進します。

協働の役割

1. 一人ひとりの取り組み（自助）

（1）ボランティア活動への理解・参加

- ・ボランティア活動に関する理解と関心を深めて、地域における自らの役割を認識し、積極的な参加を心がけます。

2. 地域の取り組み（共助）

（1）自治会活動等を支える担い手の支援

- ・地域活動のリーダーや協力できる人材の掘り起こしに努めるとともに、地域のリーダーに負担がかからないよう、協力体制を構築します。

（2）ボランティア活動への取り組み

- ・地域の福祉活動に気軽に参加できるように、事業を実施し、活動内容を地域に発信します。

3. 市の取り組み（公助）

（1）地域福祉の担い手の育成

- ・ 様々な講座や研修会等を通じて、地域福祉の担い手となるよう人材の育成に取り組めます。

（2）ボランティア活動の推進・支援

- ・ ボランティア活動の周知と、活動への支援を行い、主体的に活動できる環境づくりを推進します。

（3）地域福祉推進の基盤整備

- ・ 市民・各種団体・社会福祉協議会等が、それぞれの役割分担のもと、相互に地域活動に関わることができるよう、活動の支援・連携の強化を図ります。

主な市の取り組み

事業名（主担当課）	内 容
健康づくり人材の育成 （健康推進課）	地域ぐるみで健康寿命の延伸に取り組む土壌を築くため、行政と共に歩む地域の健康づくりの担い手を育成します。
精神福祉ボランティア等の活動支援 （健康推進課）	地域で支援活動を行うボランティアを育成するとともに、自殺予防サロン、コーヒーサロン等の自主活動を支援します。
資格取得の支援 （長寿支援課）	「介護職員初任者研修受講」や「介護福祉士」の資格取得について支援を行い、介護人材の確保と定着を目指します。
シルバー人材センター運営支援 （長寿支援課）	これまで培ってきた知識や経験を活かし、地域での担い手となれるような運営に向けて支援していきます。
認知症サポーターの養成 （地域包括支援センター）	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守ることができる地域の人材を育成します。地域団体だけでなく、小中学校や職域と連携しながら講座を開催することにより、若い年代への認知症の理解を深めます。

<p>介護予防ボランティアの育成 (地域包括支援センター)</p>	<p>介護予防に関するボランティアを育成し、介護予防教室や様々な介護予防の取組みの機会での活動できる体制を推進します。</p>
<p>手話奉仕員の養成 (福祉課)</p>	<p>手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むこと及び社会参加の促進を図ります。</p>

基本施策3

ネットワークづくりの推進

現状と課題

市では、災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成を進めていますが、避難行動要支援者の登録と合わせ、地域と協力し災害時の避難支援体制の構築が課題となっています。

災害に対処するためには、避難所の確認や防災セットの準備など、市民一人ひとりの心がけとともに、災害時に要支援者となる方への地域での見守り体制の整備など、日頃から防災意識を高める取り組みを進めていくことが必要です。

また、虐待やDVなどの問題に関しても、日頃から地域と情報を共有するなど連携を図りつつ、見守り体制を強化し官民一体で早期発見に努める必要があります。事案発生時は、各関係機関が密な連携を図りながら早期対応することも重要です。

施策の実現に向けて

- 災害時や緊急時に助け合えるよう、日頃から連携・協力体制の強化を図ります。
- 防災意識の向上のため、啓発活動に取り組みます。
- 一人暮らし高齢者や障がいのある人等避難行動要支援者に対し、災害時や緊急時に必要な支援を行える体制づくりを進めます。
- 高齢者虐待や障がい者虐待、児童虐待やDVなどにより人権や自尊心が損なわれることのないように、早期発見・早期対応に努めます。

協働の役割

1. 一人ひとりの取り組み（自助）

- (1) 緊急時に備えた取り組み
 - ・近隣の一人暮らしの高齢者や障がい者等の困っている人に対して日頃から見守りや声かけに努めます。
- (2) 避難場所・避難経路の確認
 - ・日頃から防災用品の備蓄、避難方法や避難場所、家の危険箇所の確認や、いざというときの連絡先等の確認を行い、家庭内の防災意識の向上を図ります。
- (3) 自主防災活動への取り組み
 - ・地域の防災訓練や自主防災組織の活動に積極的に協力します。
- (4) 虐待やDVに関する相談
 - ・虐待やDVと思われる悩みを抱えている場合や、虐待やDVが疑われる世帯に気付いた場合は、行政窓口にご相談します。

2. 地域の取り組み（共助）

（1）要配慮者の把握

- ・日常的に情報交換できる関係性を築き、要配慮者の把握とともに、災害時や緊急時の避難行動要支援者の情報共有に努めます。

（2）地域の安全力の向上

- ・自主防災組織や消防団が継続的に活動できるよう担い手の確保に努めます。
- ・防災訓練の実施等により、災害時の安否確認や避難誘導が円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を図ります。

（3）地域の見守り活動と情報提供

- ・日頃から地域に目を配り、情報交換を行い、虐待やDVが疑われる世帯の異変に気付いた場合は、すぐに行政へ情報を提供します。

3. 市の取り組み（公助）

（1）避難行動要支援者名簿の整備

- ・個人情報に配慮しながら、避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理し、災害時に迅速に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の整備を進めます。

（2）災害時の避難支援プラン個別計画(※)の作成

- ・家族や当事者の意思を尊重し、関係機関と連携を図りながら、避難支援プラン個別計画の作成を進めます。

（3）災害時支援体制の構築

- ・地域と協力し、避難行動要支援者が安全に避難できるよう支援体制の強化に努めます。
- ・福祉避難所の確保に努めるとともに、ボランティアの調整を迅速かつ適切に行えるよう、社会福祉協議会と連携しながら対応を進めます。

（4）虐待やDVなどの早期発見・早期対応

- ・地域や関係機関と情報を共有し、見守り体制の整備を進め、虐待やDVなどの早期発見に努めます。また、各関係機関とのさらなる連携強化を推進し、事案発生時には迅速な安全確保などの早期対応に努めます。

用語説明

※避難支援プラン個別計画とは…

一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、避難の方法・避難先等、具体的に記載した計画

主な市の取り組み

事業名（主担当課）	内 容
市民と行政をつなぐ健康推進員による見守り体制の推進 （健康推進課）	がん検診個人通知等の配布の機会を活用し、社会的弱者への把握や見守りを強化し、緊急時に備えた対応に努めます。
高齢者等声かけ見守り巡回事業 （長寿支援課）	自治会長や民生委員と連携しながら戸別訪問を実施し、高齢者の孤立や生活不安の解消に努めます。
緊急通報システム設置事業 （長寿支援課）	高齢者のみの世帯等の緊急時に迅速に対応が図られるよう緊急通報システムを設置します。
生活支援体制整備事業による支え合いのネットワーク構築 （地域包括支援センター）	生活支援体制整備事業協議体「ささえあい創り隊」や生活支援コーディネーターと協働で地域のニーズや地域資源を把握し、その地域に合った支え合いの仕組みやネットワークの構築に努めます。
認知症高齢者を地域で見守る体制の推進 （地域包括支援センター）	「認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業」や「どこシル伝言板」など徘徊や高齢者を見守る事業について、市民や介護事業所、民間企業などあらゆる地域のネットワークと協働しながら推進します。
避難行動要支援者等に係る避難支援 （福祉課）	災害時の安否確認や避難支援等ができるよう、避難行動要支援者名簿への同意の勧奨を図り、避難が困難な方の避難経路の確定や支援者等の避難体制の明確化のための個別計画を作成します。
虐待防止の推進	高齢者虐待や障がい者虐待、児童虐待、DVについては、当該者の安全確保を最優先とし、関係機関と協力連携しながら迅速に対応します。また、虐待の防止・早期発見に取り組みます。

<p>(健康推進課)</p>	<p>子育て世代包括支援センター「にかほ市ネウボラあのね」にて、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない相談体制の充実を図りながら児童虐待防止に取り組むほか、妊産婦訪問・赤ちゃん訪問・乳幼児健診等の各事業を通して、虐待の防止・早期発見に取り組み、虐待が疑われる場合には各関係機関と連携し、早期対応に努めます。</p>
<p>(長寿支援課・地域包括支援センター)</p>	<p>「高齢者見守り連絡会議」にて関係機関、関係部署と情報共有を図り連携を密にするほか、事案が発生した場合は「高齢者虐待防止法」及び「にかほ市高齢者虐待対応の手引き」に基づき迅速に対応します。</p>
<p>(福祉課)</p>	<p>障害者虐待防止法により虐待の予防、早期発見等迅速な対応を図るために、福祉課内に「にかほ市障がい者虐待防止センター」の機能を設け、にかほ市障がい者基幹相談支援センターと連携し、相談・通報を受け付けます。</p>
<p>(子育て支援課)</p>	<p>市関係機関に加え、児童相談所や警察、医師や臨床心理士などのほか、民生児童委員や家庭児童相談員、保育協議会・学校長会の代表などが構成員となり、連携して情報を共有することで虐待など支援が必要な子どもと家族を早期に把握し、適切な対応が取れる体制を構築し、要保護児童対策地域協議会の活動強化をします。</p>

基本施策4

包括的な支援体制の推進

現状と課題

市では、福祉に関する相談について、平成31年度から福祉事務所に福祉総合相談窓口を開設し、市の担当窓口や社会福祉協議会等の関係機関が相互に連携し対応していますが、先般行いましたアンケートの集計によると、優先して取り組むべきことに「福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実」をあげた人が多く、複雑・多様化している生活課題に対応できる相談体制の更なる充実が求められています。

近年、8050問題(※)やダブルケア(※)など複合的な課題を抱え、誰にも相談できずに孤立するなど、一つの機関だけでは解決が困難な事例が増えている一方で、ひきこもり(※)など表面化せずに課題を抱えたままとなっている事例や、公的支援の要件を満たさない制度の狭間にある事例もあります。そのため、属性や分野を超えた横断的な取り組みが必要であり、重層的な支援体制の枠組みの一つでもあります「包括的な支援体制」を推進し、一層効果的支援を目指します。また、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」に向けた重層的支援体制の整備も進めていきます。

用語説明

※ダブルケアとは・・・

介護や子育てなどの複数のケアを同時期に担う状態

※8050問題とは・・・

80代の親が50代の子どもと同居して経済的支援をするという問題

※ひきこもりとは・・・

家族以外の人との人間関係がなく、社会参加をしていない状態

施策の実現に向けて

- 地域の支え合いや見守り活動を通じて、身近な生活課題の把握に努め、支援を必要とする人が、相談につながる体制づくりを進めます。
- 適切な福祉サービスが利用できるよう、わかりやすい福祉サービスの情報の提供に努めます。
- 地域生活における様々な相談に対応し、必要なサービスの利用や支援へつなぐことができる相談体制の充実を図ります。

- ひきこもりや8050問題、ダブルケアなど、複雑化・複合化する新たな課題に対して、支援体制の充実を図ります。
- 生活困窮者の自立の促進のため、包括的・継続的な支援を行い、生活困窮状態からの早期脱却を図ります。
- 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人や、親権者が不在となった未成年者の権利が守られ、地域で安心して生活できるよう支援を行っていきます。
- 過去に犯罪をした人の円滑な社会復帰を促し、再犯を防止するため、「にかほ市再犯防止推進計画」に基づいて、各関係機関と連携し取り組みます。

協働の役割

1. 一人ひとりの取り組み（自助）

(1) 身近な相談支援機関の把握

- ・困った時の相談先をあらかじめ把握しておき、不安や悩みを一人で抱え込まずに相談します。

(2) 必要な福祉サービスの情報収集

- ・困っている人が自分に最適なサービスを選択できるよう情報収集に努めます。

2. 地域の取り組み（共助）

(1) 支援を必要とする人の把握

- ・日頃からの声かけ等を推進し、ちょっとした異変に気付き、支援を必要とする人の早期発見・早期支援に努めます。

(2) 地域での見守り体制の強化

- ・地域福祉活動や民生児童委員の訪問活動等のほか、水道・電気等の公共サービス事業者や、郵便・宅配等の民間事業者等の協力を得ながら、見守り支援体制の強化を図ります。

3. 市の取り組み（公助）

(1) 相談支援体制の充実

- ・さまざまな相談に適切、迅速に対応するため、市における各分野の連携を強化するとともに、相談支援員の資質の向上に努めます。

(2) きめ細かな福祉情報の提供

- ・市の広報誌やホームページ等を活用し、わかりやすい福祉サービスの情報の提供に努めるとともに、各種団体や地域の集まりの場へ出向き、情報提供の推進を図ります。

(3) 新たな生活課題への対応

- ・ひきこもりが抱える複雑な問題に対し、関係機関が情報の共有を図り、連携して必要な支援を行います。

- ・ 8050問題やダブルケア、ヤングケアラー(※)等多様化する新たな課題に対して、各機関と連携し必要な支援を行うとともに、支援体制の充実に努めます。

(4) 生活困窮者への支援

- ・ 生活困窮者に対する支援の中心として「にかほ市総合生活相談室」をにかほ市社会福祉協議会内に設置し、各関係機関と連携し必要な支援を行います。

(5) 地域における権利擁護体制の整備

- ・ 判断能力に不安を抱えている方であっても、基本的な権利が守られると共に適切なサポートを受けながら安心して日常生活を送ることができるよう、成年後見制度(※)等を利用しやすい環境づくりに努めます。

用語説明

※ヤングケアラーとは・・・

要介護状態の家族のために大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話のサポートを行っている18才未満の子ども

※成年後見制度とは・・・

認知症などにより判断能力が低下し、自分で財産を適切に管理できなくなった人の財産を第三者が管理し、不当な契約などから守る制度

主な市の取り組み

事業名（担当課）	内容
自殺予防等に対するネットワーク体制づくりの強化 (健康推進課)	「こころの健康づくり・自殺予防ネットワーク会議」を開催し、市内外の関係機関のそれぞれの専門性を活かし、総合的に自殺対策を推進していくための連携を図り、継続的な啓発事業や相談・支援体制の充実に努めます。
子育て世代包括支援センター機能の充実 (健康推進課)	子育て世代包括支援センター「にかほ市ネウボラあのね」を拠点とし、妊娠に関する相談から、安心して妊娠、出産、育児ができる環境を整備します。
家族介護援助金支給事業 (長寿支援課)	要介護4・5の認定を受けた人を在宅で介護している家族に対して、援助金を支給します。
オムツ代助成金支給事業 (長寿支援課)	要介護4・5の認定を受けた人を在宅で介護している家族に対して、オムツ代に対する助成金を支給します。

<p>高齢者権利擁護の啓発 (地域包括支援センター)</p>	<p>「高齢者福祉・介護・医療ガイドブック」や広報、出前講座などを通じ、権利擁護や成年後見制度に関する正しい知識・情報の普及に努めます。</p>	
<p>成年後見制度利用促進事業 (福祉課・地域包括支援センター・子育て支援課)</p>	<p>経済的な理由等で成年後見制度の利用が困難な人に対しては「成年後見制度利用促進事業」で、申立て支援や後見人報酬の助成を行います。</p>	
<p>包括的・継続的なケア体制の構築 (地域包括支援センター)</p>	<p>介護支援専門員と医療機関を含めた多職種連携強化に向けた支援と、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例への指導、援助、情報提供を実施します。</p>	
<p>相談支援体制の強化・充実</p>	<p>(健康推進課)</p>	<p>すべての年代の心身の健康課題に対し、自助の力を高め自ら解決できるよう相談対応を図ります。また、各種団体等と連携し地域で健康づくりの関心が高まるよう支援します。</p>
	<p>(長寿支援課・地域包括支援センター)</p>	<p>高齢者本人、家族、地域住民等からの相談に対し、適切な保健・医療・福祉サービスや関係機関、制度の利用につなげる支援等を行います。 また、関係機関、地域住民等と情報を共有し、相互理解を深めることで日々の見守りや緊急時の迅速な対応が図れるようネットワークを構築していきます。</p>
	<p>(福祉課)</p>	<p>にかほ市障がい者基幹相談支援センターを核とし、相談支援事業所等との連携を図り、障がいの種別や手帳の有無に関わらず、障がいのある人及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行い、問題解決に向けた体制整備に努めます。</p>
	<p>(子育て支援課)</p>	<p>子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、子どもが成長していく中で家庭が抱える悩みを聞き、一緒に考えながら、それぞれの家庭にあったサポートを行うなど、相談全般から専門的な支援までを行うとともに、児童虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。</p>

生活困窮者自立支援事業
(福祉課)

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者の困窮状態からの自立・脱却を図るため、個々の状況に応じた包括的な支援を実施します。

また、支援にあたり関係機関および有識者からなる「にかほ市支援調整会議」を随時開催し、生活困窮者個々の支援プランについて、諮問・調整・共有するとともに、支援結果の評価を行います。

◆必須事業◆

・自立相談支援事業（社会福祉協議会へ委託）

生活への様々な不安や困りごとを抱える方に対し、相談員が問題解決までの助言を行います。また、必要に応じて相談者の意向に配慮した支援プランを作成し、プランを基に関連機関と連携して包括的支援を行います。

・住居確保給付金

離職等による経済的な事由で、住居を喪失または失うおそれのある方を対象に、就労活動等を条件とした一定期間の家賃相当額を支給します。

◇任意事業◇

・家計改善支援事業（社会福祉協議会へ委託）

公共料金等の滞納や債務問題などを抱える方に対して、家計状況を見える化した家計再生プランを作成し、プランに基づいた助言をしながら、家計管理の自立を目指すとともに、必要に応じて公的制度の利用等に繋がります。

・就労準備支援事業（社会福祉協議会へ委託）

他者とのコミュニケーションに不安があるなど、就労に対して問題を抱える方に対して、一般就労に向けた基礎能力の習得を目的とした生活訓練や社会訓練を行い、就労機会の提供に繋げる支援を行います。

◇にかほ市再犯防止推進計画

1. 計画策定の趣旨

平成29年に策定された国の「再犯防止推進計画」には、5つの基本方針と7つの重点課題についての具体的施策が盛り込まれています。県においても国の基本方針に準じて「秋田県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等の円滑な社会復帰に資する社会資源を整理・活用することで、再犯を防止するとともに、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

由利本荘警察署管内（にかほ警察署管内）における過去5年の刑法犯の検挙件数は延べ155件となっており、その中での再犯率は49%となっています。刑事手続きを終え、地域社会に戻っても精神的・金銭的など生活面の中で様々な問題を抱えて再び犯罪等を繰り返す者もいるため、関係機関と連携して一人ひとりに寄り添いながら更生を支援していく必要があります。

市民が犯罪被害を受けることがないように、犯罪をした人等の更生や再犯防止に関する取組を推進するため、本計画を「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく市の再犯防止等に関する施策の推進に関する計画として位置づけます。

○刑事犯検挙人員		総 数	初犯者	再犯者	再犯率
平成28年	秋田県警察	1364	681	683	50.1%
	うち由利本荘警察署	90	38	52	57.8%
	うちにかほ警察署	15	6	9	60.0%
平成29年	秋田県警察	1267	646	621	49.0%
	うち由利本荘警察署	70	34	36	51.4%
	うちにかほ警察署	23	15	8	34.8%
平成30年	秋田県警察	1186	612	574	48.4%
	うち由利本荘警察署	83	45	38	45.8%
	うちにかほ警察署	25	11	14	56.0%
令和元年	秋田県警察	984	491	493	50.1%
	うち由利本荘警察署	69	32	37	53.6%
	うちにかほ警察署	5	5	0	0.0%
令和2年	秋田県警察	1007	520	487	48.4%
	うち由利本荘警察署	87	42	45	51.7%
	うちにかほ警察署				
合計	秋田県警察	4541	2304	2237	49.3%
	うちにかほ警察署	155	79	76	49.0%

【秋田県県警本部刑事部刑事企画課提供資料】

※にかほ警察署管内の合計数値は、平成28年から令和元年にかほ警察署管内の数値と令和2年由利本荘警察署管内の数値を合計したものの。

2. 施策の取組

(1) 再犯防止に関する意識の醸成

広報等による再犯防止に関する意識啓発や、「社会を明るくする運動」を通じた再犯防止と立ち直りを支える取り組みを推進します。

(2) 就労と居場所の確保による支援

生活困窮者・障がい者への就労や生活の支援について、「にかほ市総合生活相談室」や「にかほ市障がい者基幹相談支援センター」等の関係機関と連携して必要な支援の充実を図ります。

また、秋田保護観察所およびコレワーク東北と連携し、市内の事業所に対して、協力雇用主制度等を周知することを通じて刑務所出所者等の雇用の取組を推進します。

市営住宅への公平な入居機会の確保に努めるとともに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供の推進を図ります。

(3) 保健医療・福祉サービスの提供による支援

医療や福祉支援を必要とする高齢者や障がい者への支援が行き届かず、再犯につながる事例もあることから、関係機関相互の連携・協力体制の充実を図ります。

また、アルコールや薬物等の依存問題を抱える者への支援や情報提供を行います。

(4) 学校等と連携した修学支援と非行防止

犯罪をした人等の進学や復学に向けた支援への取組や、学校や青少年育成団体と連携して児童生徒の非行未然防止に努めます。

(5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

犯罪をした人等の更生を目的として活動をしている保護司会や更生保護女性の会等更生保護関係者の活動を支援するとともに、情報共有や連携を強化します。

第5章 計画の推進体制と進行管理

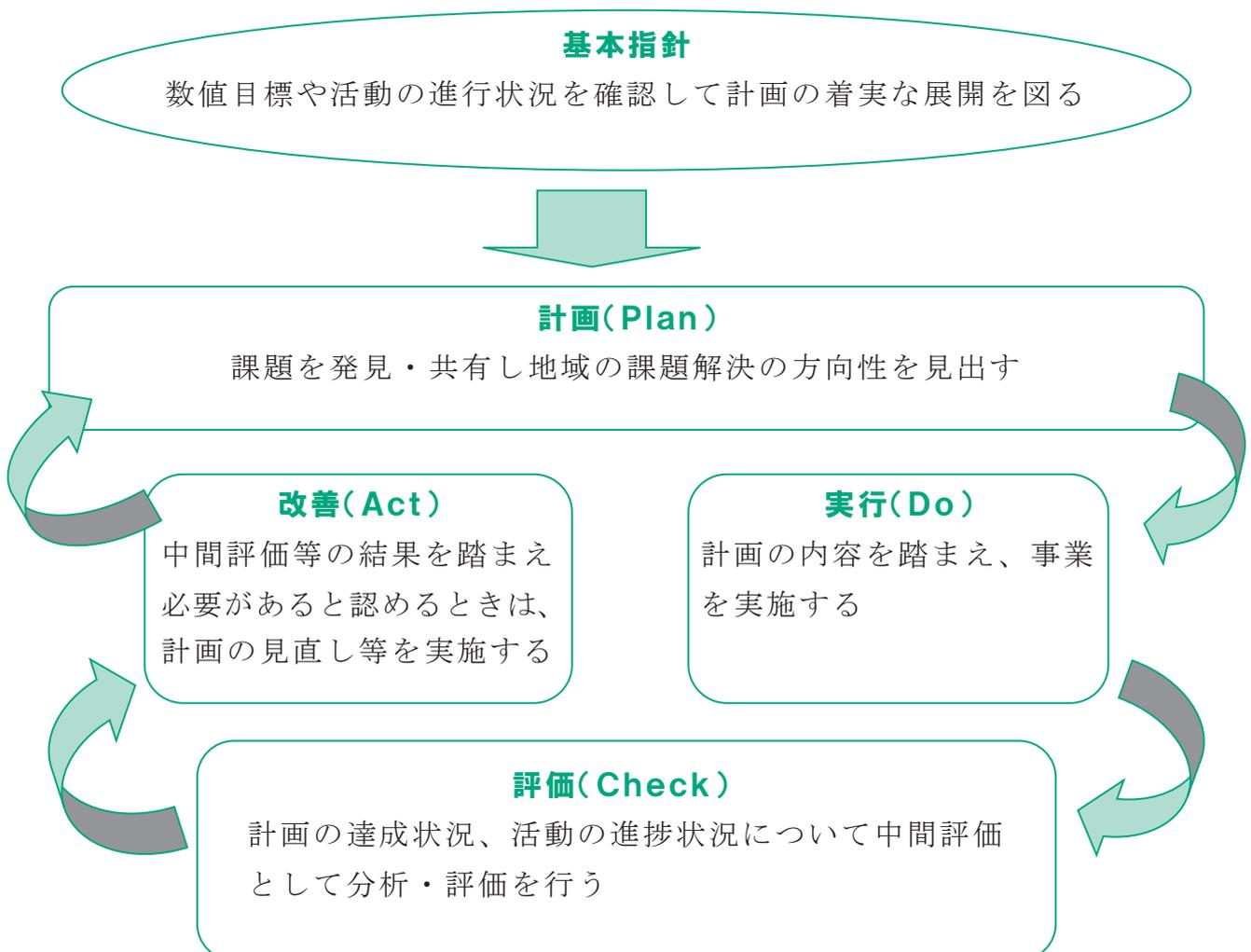
1. 計画の管理

本計画は、市の総合発展計画のもと、地域福祉推進に向けた基本的な考え方や取り組みを関係者が共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を定期的に確認しながら分析・評価を行い、着実に取り組みを進めていくためPDCAサイクルを取り入れます。

PDCAサイクルとは

- さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

地域福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ



●資料編

1. 計画の策定体制

(1) 策定体制

にかほ市地域福祉計画の策定においては、多くの市民の意見を聞き、計画に反映することが不可欠です。

市民へのアンケート調査の実施、また、策定委員を関係機関・団体から選任および市民から公募するとともに、パブリックコメントの実施など、地域福祉に関わる方々の様々な意見を計画に反映しました。

①にかほ市地域福祉計画策定委員会の設置

各方面の市民の声を計画に反映させるため、「にかほ市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定の各段階において市民目線による計画策定に努めました。

・にかほ市地域福祉計画策定委員会の開催状況

令和3年6月29日	第1回 にかほ市地域福祉計画策定委員会 ・委員長、副委員長の選出について ・計画策定の概要について ・地域福祉に関するアンケート調査について ・今後のスケジュールについて
令和3年12月21日	第2回 にかほ市地域福祉計画策定委員会 ・アンケート調査結果について ・にかほ市地域福祉計画（素案）について ・今後のスケジュールについて

②パブリックコメントの実施

令和4年1月14日から2月14日まで、本計画の最終案を市ホームページで公表し、広く市民の意見を求めるパブリックコメントを実施しました。

(2) にかほ市地域福祉計画策定委員会委員名簿

第4期 にかほ市地域福祉計画策定委員会委員名簿

分科会	氏名	所属団体・役職名	備考
子育て支援 分科会	吉川 誠治	ひまわり保育園 園長	
	三浦まゆみ	にこにこくらぶ 指導員	
高齢者支援 分科会	金木 亨	(有)アタカンテ 代表取締役	委員長
	和田 直明	蕉風苑 主任相談員	
	佐藤美恵子	公募委員	
障がい者支援 分科会	石山 真希	にかほ市障がい者基幹相談支援センター 相談支援専門員	
	浅野 敏子	ほっこり茸の里 施設長 サービス管理者	副委員長
健康推進 分科会	山科みどり	公募委員	
	由利 栄美	公募委員	
民生児童委員	須田 徹	にかほ市民生児童委員協議会 会長	
参 与	佐々木三成	にかほ市社会福祉協議会 事務局長	

(3) にかほ市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 にかほ市地域福祉計画策定に関し、市民各層の意見等を反映させるため、「にかほ市地域福祉計画策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による委員

(2) 有識者

(3) その他市長が必要と認める者

3 公募による委員は15人以内とし、公募に必要な事項は別に定める。

4 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

6 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。

7 副委員長は、あらかじめ委員長が委員の中から指名し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任務)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地域福祉計画に関する調査・研究

(2) 地域福祉計画についての検討

(3) その他市長が必要と認める事項

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が進行する。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の人を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(分科会の設置)

第5条 委員会には、子育て支援分科会(子ども・子育て支援事業計画)、高齢者支援分科会(高齢者支援計画)、障がい者支援分科会(障がい者計画)、健康推進分科会(健康にかほ21計画)を置く。

2 分科会で審議した結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第4期 にかほ市地域福祉計画

快適に暮らせるまち
子育てしやすいまち
高齢者が元気なまち

令和4年3月発行
編集・発行／秋田県にかほ市